持続可能な開発目標の達成に向けた新しい政策科学

―グローバル連帯税が切り拓く未来―

グローバル連帯税推進協議会最終報告書

グローバル連帯税推進協議会

２０１５年１２月１日

グローバル連帯税推進協議会最終報告書　目次

巻頭言
報告要旨
はじめに

１．なぜいまグローバル連帯税なのか？―問題解決に必要な資金と使途の考察
（１）問題の所在
（２）「一人も取り残さない」ために必要な資金
（３）気候変動対策に必要な資金
（４）グローバル連帯税の税収はどこに使われるべきか

２．グローバル連帯税の定義と課税原則
（１）グローバル連帯税とは何か？
（２）グローバル連帯税のカテゴリー
（３）グローバル連帯税の課税原則
（４）グローバル連帯税の資金創出のポテンシャル

３．グローバル連帯税のガヴァナンス
（１）ガヴァナンスの定義と議論の射程
（２）実施国のガヴァナンス
（３）超国家機関のガヴァナンス
（４）グローバル・ガヴァナンス変革の可能性とその論理

４．具体的な課税
（１）航空券連帯税
（２）金融取引税
（３）その他の課税

５．実行可能性
（１）各種課税の実行可能性
（２）技術的実行可能性の高まり―金融関係を中心に―
（３）政治的実行可能性

おわりに：提言
参考文献
委員一覧
会議一覧

巻頭言：グローバル連帯税推進協議会「報告書」に寄せて

「グローバル化時代の課題解決のために」

グローバル連帯税推進協議会・座長
（財）日本総合研究所理事長
寺　島　実　郎

我々は、グローバル化を不可逆の歴史的潮流と受け止め、国境を越えたヒト・モノ・カネ・技術・情報の移動を推進し続けてきた。確かに、一国自己完結の時代ではなく、移動と交流が経済の繁栄と活力を生む源泉であることは否定できない。

しかし、グローバル化には光と影があることも確かである。例えば、地球全体の経済的発展や産業開発によってもたらされる地球温暖化など環境問題の深刻化、また、地球全体の GDP の規模の 4 倍を超えたと推定される金融取引（マネーゲーム）によって生じた「格差と貧困」、さらに、ヒトの移動に伴うエボラ出血熱など熱帯感染症の拡散の危険など。我々はこれらの影の問題を制御する知恵が問われる局面になっていること、このことは間違いない。

こうした問題意識を受けた新しい政策科学の試みとして動き出したのが「国際連帯税」への取り組みであり、主に欧州における先行的取り組みを注視して、日本でも研究者、政治家、行政の関係者、民間企業関係者などが参加する形で、第一次推進協議会の活動が始まり、第一次報告書をまとめたのが 2010 年 9 月であった。その後、日本における政治状況の変化や具体的導入に向けての障害などにより、本件についての関心は、率直に言って高まってきたとは言い難い。

それでも、欧州における金融取引税導入に向けての動き、すでに 14 か国で導入された「航空券税」など、グローバルな政策課題に立ち向かう財源を確保するための新たな動きがみられ、第二次グローバル連帯税推進協議会を開始し、一つの節目として報告書を取りまとめるに至った。

この間、大きく変化したのは **ICT 技術基盤の進化**であり、IOT などといわれる変化は金融を含むあらゆる産業、業態に大きな変化をもたらしつつある。金融取引税などの導入を巡る課題であった「公正な捕捉可能性」に関しても、BIGDATA の時代を迎え、グローバル連帯税導入の技術的基盤は確実に高まっているといえる。また、日本における税制改革の議論に、グローバル連帯税的制度を導入する論点を持ち込むことは容易ではないが、「やれることからやる」という**段階的接近**を試みることは重要と判断して、「国際航空券税」の導入可能性を今回報告の一つの目玉として報告書をまとめた。

この報告書が、グローバルな課題を解決するための方法論として、真剣な議論のたたき台になることを期待したい。新しい時代には「新しい革袋」として新しい政策科学が必要なのである。

報 告 要 旨

21 世紀の世界では、貧困と格差、地球環境問題など、一国単位では対応できないグローバルな課題が山積しており、解決のための新たな財源、そのガヴァナンスの仕組みが求められている。2000 年に国連はミレニアム開発目標（MDGs）を設定した。MDGs の達成に要する資金を創出するために、関心のある各国政府や NGO は国際連帯税の導入を提唱するようになった。日本では 2008 年に「国際連帯税創設を求める議員連盟」が発足し、それと連携して研究者、NGO 等が「国際連帯税推進協議会」（座長・寺島実郎、通称・寺島委員会）を結成して検討を進め、2010 年に報告書を作成した。

それから５年経過し、内外情勢が新たな展開をみせるなか、「グローバル連帯税推進協議会」（第二次寺島委員会）が組織され、８回の会合をもち、議論を深めてきた。毎回の会合には、外務省、財務省、環境省、金融庁の担当官もオブザーバーとして出席してきた。そうした検討の結果、ここに本報告書が取りまとめられることになった。

報告書は５つの章で構成され、冒頭に「はじめに」、末尾に「おわりに」を置き、具体的な提言を掲げている。

「１．いまなぜグローバル連帯税なのか」では、深刻化する地球規模課題の解決のために、従来の発想を越えた革新的な構想と政策が必要であることを論じ、持続可能な開発分野、気候変動分野に大別して必要な資金の見積もりを示している。開発分野では、2000 年から 2015 年に至る MDGs の成果を確認したうえで、MDGs を継承して設定される「持続可能な開発目標」（SDGs、2015～2030 年）に要する資金規模を推計し、貧困根絶 660 億ドル（年間、以下同様）、医療・保健 900 億ドル、初等・中等教育 380 億ドル以上等の数字をあげる。その他にインフラ投資、中小企業融資などで 10 兆ドルもの資金が指摘される。一方、気候変動分野では、各種の試算を吟味し、緩和と適応を合わせて途上国向けには 8000 億ドルが示される。そのうえで、そうした巨額の資金を調達するには、公的資金、民間資金を合わせても間に合わないとして、第三の財源であるグローバル連帯税の必要性を主張する。

「２．グローバル連帯税の定義と課税原則」では、持続可能な地球社会の実現のために、従来の延長線上にない革新的な構想としてのグローバル連帯税が必要であると提唱し、その定義づけを試みる。グローバル連帯税の要件として、課税方法、税収の使途などの面から５項目をあげ、要件の該当の程度に応じて部分的連帯税から全面的連帯税まで幅の広さがあると述べる。課税目的はグローバル化のコストを負担することであるが、誰に課税するかという問題について、負荷者負担、受益者負担、担税力、消費者負担、広薄負担といった５つの原則を打ち出している。

「３．グローバル連帯税のガヴァナンス」では、税の徴収・管理・配分に関するガヴァナンスのあり方を検討する。まず、すでに航空券連帯税を導入している実施国（フランス、韓国）のガヴァナンスについて、税の配分先、使途の決定方式、納税者への説明責任の果たし方などの現状を確認する。次に、航空券連帯税を財源とする UNITAID（国際医薬品購入ファシリティ）、CDM（クリーン開発メカニズム）課税を収入源とする適応基金（Adaptation Fund）、および将来連帯税を収入源とする可能性のある緑の気候基金という三つの国際機関について、理事会の構成や意思決定方法、第三者評価などの面からガヴァ

ナンスの水準を評価する。また、グローバル連帯税を財源とする国際機関は、拠出金の多寡が意思決定に影響を与える既存の国際機関のガヴァナンスに変革を迫る意義をもつと述べる。

「４．具体的な課税」では、すでに実施されている航空券連帯税、欧州で実施目前の金融取引税について、概要、資金の規模、資金の使途、管理・分配方法（ガヴァナンス）、実行可能性など、要点を整理している。特に金融取引税については、欧州案に加えて日本独自案（金融商品取引に一律 0.01％課税、金融機関債務残高に 0.1％課税）を提起している。次に、その他の連帯税として、タックス・ヘイブン（オフショア領域）利用税、国際電子商取引連帯税、武器取引税、グローバル通貨取引税、グローバル累進資産税、多国籍企業税などを取り上げ、それぞれの課税の内容と根拠、税収見込みと使途を簡潔に紹介している。

「５．実行可能性」では、まず各種課税の実行可能性について改めて概括的にまとめている。次に、主に金融関係のグローバル連帯税について、情報通信技術の革新によって実行可能性が高まりつつあることを、SWIFT、CLS 銀行等の金融インフラの整備の面から指摘する。さらに、OECD の BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト、各国税務当局間の自動的情報交換、各国政府間の税務行政執行共助条約といった国際課税のシステム改革によって課税回避を抑止する環境が生まれつつあることを論じる。そのうえで、G20、EU、COP、日本政府などの動向にふれ、政治的側面での実行可能性を検討している。

「おわりに：提言」では、グローバル社会の到来がグローバル連帯税の創設を必要としていると指摘したうえで、Ⅰ～Ⅳに区分して具体的な提言を示している。まずⅠでは、グローバル連帯税の導入には、日本１国で直ちに実施可能な方策から国際的合意に基づき実施に移す方策へと段階的に進めるべきであると述べる。続くⅡでは日本１国で実施できる航空券連帯税について、Ⅲでは国際的合意に基づく連帯税として金融取引税、その他の課税について、それぞれ導入に取り組むべきであると主張する。結びのⅣでは、国際社会への働きかけ、首相直轄の諮問会議の設置、日本社会への呼びかけなど、多様な方面からグローバル連帯税の実現に努めるべきであると提起している。

はじめに

21 世紀に入り、国境を越えるヒト、モノ、カネ、情報の量がかつてなく拡大し、一国単位では対応できないグローバルな課題がますます深刻化している。世界的な開発の進展に伴う格差と貧困問題の深刻化、気候変動に代表される地球環境の危機、未知の感染症の頻発など、このままでは取り返しがつかない瀬戸際に立たされていると言っても過言ではない。

このような時代に最も求められることは、地球規模課題解決ための「新しい」政策科学の確立であり、それを基盤としたグローバルなルールづくりであり、その解決のためにグローバルな財源を創出することである。

国連は 2000 年にミレニアム開発目標（MDGs: Millennium Development Goals）を設定し、政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）だけではまかないきれない財源を創出すべく、革新的資金メカニズムを模索してきた。2006 年、フランス政府の呼びかけにより「革新的開発資金に関するリーディング・グループ」が結成され、航空券連帯税が導入されることになった。これは、航空券の購入に際して少額の税を支払い、税収は国際医薬品購入ファシリティ（UNITAID）を通じて医療・保健分野に投入される仕組みであり、14 ヵ国の参加により現在も実施されている。リーディング・グループは、より大規模な資金の創出を目指し、グローバル通貨取引税などの検討を進めている。

日本では、2008 年 2 月に「国際連帯税創設を求める議員連盟」が結成され、2009 年 4 月には、議員連盟との密接な連携のもと、研究者、NGO、国会議員、労働組合、金融業界関係者などから構成される「国際連帯税推進協議会」（座長・寺島実郎、通称・寺島委員会）が発足した。寺島委員会は 10 回にわたり会合を重ね、2010 年 9 月に最終報告「環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして―地球規模課題に対する新しい政策提言―」を採択した。そこには、通貨取引税の導入を柱に、航空券連帯税の導入も含めて 13 項目の提言が盛り込まれた。その間に日本政府もリーディング・グループに参加し、2010 年 12 月には議長国としてリーディング・グループ第 8 回総会を東京で開催した。こうした運動の成果として、2012 年 8 月に成立した「社会保障・税一体改革法案」のなかに、国際連帯税の検討が課題として書き込まれた。

その後、世界的には次のような重要な問題が提起されてきた。第一に、欧州で金融取引税（FTT: Financial Transaction Tax）の導入に向けた動きが進んだ。2008 年のリーマンショック、それに続く欧州の金融危機のなかで、金融機関が公的資金で救済されたことに端を発し、欧州委員会は 2011 年 9 月、EU 域内金融機関への FTT の提案を行った。これは証券、デリバティブ等の金融商品の取引に課税して、金融機関に金融危機対策の財源を負担させる目的をもち、国際連帯税そのものではないが、国によっては税収の一部を国際貢献にあてることが検討されている。

第二に、経済協力開発機構（OECD: Organization for Economic Cooperation and Development）を中心とする国際課税システムの整備に関する取組みの進展である。多国籍企業の課税回避行動に対して、税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）プロジェクト、自動的情報交換（AEOI: Automatic Exchange of Information）、税務行政執行共助条約などの取組みが進行しており、2015 年 10 月には 15 項目の BEPS 行動計画がまとめられ、公表された。これは、グローバル連帯税を推進する環境が生み出され

つつあることを意味している。

第三に、国際的な感染症の頻発である。国際航空輸送の発達によって人やモノの移動が増大するなかで、国境を越えた感染症の流行が繰り返される事態が生まれている。2002 年に発生した重症急性呼吸器症候群（SARS: Severe Acute Respiratory Syndrome）、豚インフルエンザ、鳥インフルエンザ等の様々な新型インフルエンザ、2014 年に大流行となったエボラ出血熱、2015 年の中東呼吸器症候群（MERS: Middle East Respiratory Syndrome）などが代表例である。こうした感染症の予防や拡大防止のためにも、航空券連帯税の拡充が求められている。

第四に、2015 年にグローバルな課題に関する新たな国際的合意の形成がなされることである。一つは 9 月の「国連持続可能な開発に関するサミット」における「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」（SDGs: Sustainable Development Goals）の策定である。2000 年に設定された MDGs は 2015 年を終了年度としており、いくつかの目標は達成されたものの、国家間あるいは一国内の所得格差は一層拡大した。MDGs に続いて、2015 年から 2030 年までの新たな、より広範な目標（SDGs）が策定されたが、それには当然ながら一層多額の資金が必要となる。もう一つは 11 月末から 12 月にかけての「国連気候変動枠組条約締約国会議」（COP21 パリ会議）である。この会議で、2020 年以降の温室効果ガス排出量削減などの新しい枠組と国際目標が設定される予定であるが、ここでも目標達成のために巨額の資金を創出することが課題となる。

このような状況を前にして、旧寺島委員会を継承し、第二次寺島委員会が発足することになった。2014 年 11 月に開催された第 1 回会合では、正式名称を「グローバル連帯税推進協議会」に改称することで合意した。名称の変更は、グローバル化の進展・深化により、国民国家を基盤とした「国際」連帯税よりも、グローバル社会を基盤とする税として「グローバル」連帯税とする方が適切であろうという考え方による。

第二次寺島委員会は、その後 2015 年 11 月までに 8 回の会合を重ね、ここに最終報告を作成するに至った。以下では、まず第 1 章でグローバル課題の解決のために革新的な資金調達が求められることを論じたうえで、SDGs と気候変動対策を中心にして、分野ごとに必要な資金量を推計し、そうした資金の使途を決定する原則を明確にする。第 2 章では、グローバル連帯税の定義、カテゴリーを示し、5 項目の課税原則を打ち出す。第 3 章では、すでに実施されている航空券連帯税と「CDM（Clean Development Mechanism）税」をベースにして、実施国と超国家機関のガヴァナンスのあり方を論じ、さらには既存の国際機関のガヴァナンスを変革する展望にふれている。第 4 章は、具体的な課税の内容として、航空券連帯税と金融取引税の概要、資金規模、使途、ガヴァナンス、実行可能性を検討し、その他の 6 種類の連帯税についても要点をまとめている。第 5 章は実行可能性の問題を総括的に扱い、金融関係を中心に技術的可能性を論じたうえで、政治的実行可能性に関して世界と日本の動向を考察している。

そうした分析をふまえて、最後に日本政府・日本社会に対する提言をまとめている。提言の眼目は、日本一国で直ちに導入可能な航空券連帯税と、国際的合意に基づき将来実施すべき金融取引税等とを区別した段階的アプローチの方法を明確にしたことである。こうした提言を通じて、グローバル社会の恩恵を受けている人々がグローバルなコストを広く薄く負担すべきであるという責任共有意識を日本社会に浸透させることが本報告の目的である。

１．なぜいまグローバル連帯税なのか？―問題解決に必要な資金と使途の考察

（1）問題の所在

「はじめに」でも指摘しているとおり、グローバル化が世界の隅々にまで行き渡った現在、その光とともに、影の影響が顕わになってきている。加速する地球環境破壊、拡大する格差、拡散する感染症に加え、金融のグローバル化による「ギャンブル経済」の膨張が通貨・金融危機を引き起こし、世界経済や人々の暮らしに大きなダメージを与えている。

このようなグローバル化した世界を制御するために、国際社会はさまざまな策を講じているが、結局この世界を実質的に動かしているのは少数の強者や強国であり、この状況はいわゆる「１％の、１％による、１％のためのガヴァナンス」と呼ばれている。このガヴァナンスの改革なしに、グローバル化の悪影響を是正することは困難であろう。

また、グローバル化によって深刻化するさまざまな地球規模課題の解決のためには、莫大な資金を必要とする（詳細は後述する）。2014 年 8 月に発表された「持続可能な開発のための資金に関する政府間専門家委員会」報告書によると、貧困撲滅には 660 億ドル、インフラ投資（水、農業、通信、電力、交通、ビル、産業セクター、森林セクター）に 5 兆ドル～7 兆ドル、中小企業へのクレジット（融資）に 3 兆 5000 億ドル、気候変動耐性型持続可能な開発には数兆ドルが必要とあり（いずれも年間）、これらを合計すると、ざっと年間 10 兆ドル（1200 兆円。1 ドル＝120 円で計算。以下同様）を越える。世界の ODA を足し合わせても 1500 億ドル（18 兆円）未満、気候変動対策に投資されている民間資金が 2013 年で 1930 億ドル（23 兆 1600 億円）程度であることを考えると、必要な資金の足元にも及ばない。

グローバル化の進展とともにますます深刻化する地球規模課題や膨張するギャンブル経済の悪影響、非民主的、不透明、説明責任の欠如したグローバル・ガヴァナンス、そして地球規模課題解決のための圧倒的な資金不足に鑑みると、問題は一般に考えられている以上に深刻であると言わざるを得ない。

しかも、地球規模課題は、どこかで誰かが勝手に起こしている問題ではなく、いまやとりわけ先進国の市民や途上国の上位層が引き起こしていると言っても過言ではない。日々のエネルギー消費が温暖化を引き起こし、世界を飛び回る飛行機の利用が感染症の拡大とかかわるなど、途上国の貧困層は別として、誰もがグローバル化の恩恵を受けているとともに、グローバルに負の影響を与えているのである。すなわち、グローバル化の時代に生きる私たちは、グローバル化に伴う負荷を引き受ける責任と義務があるのである。

グローバル化の最中に生きる責任と義務につき、衡平感を持って分担し、地球規模課題の危機的状況を乗り越え、持続可能な地球社会を実現するためには、いまこそ従来の延長線上ではない、思い切った構想や政策、そしてこれらに基づいたグローバルなルール作りが必要である。その構想こそが、グローバル連帯税であり、これを実施に移すためのグローバルなルール作りが今まさに求められているのである[1]。

---

[1] たとえば、中長期的なヴィジョンの一つとして、目的と事業計画をしっかりと立てた国際機関が、執行機関も備えつつ、各国に必要な資金を明示し、そのもとに各国が税をかけて資金を徴収するという構想が考えられる。難民問題であれば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が、感染症であれば世界保健機関（WHO）が主管するというように、機能に合わせて構想を立てることも可能であろう。関連する議論

本論の核である「グローバル連帯税とは何か」という議論は第２章で行うこととして、本章では、まずこのような革新的な構想や政策が必要な理由をさらに深めることにしたい。そのため、ここでは地球規模課題の解決に必要な資金に焦点を絞り、その理由を浮き彫りにすることを試みる。これを考察するに当たり最も重要なポイントとなるのが、「持続可能な開発目標（SDGs）」と気候変動対策である。

以下では、まず国連ミレニアム開発目標（MDGs）と SDGs の違いに触れたのちに、MDGs の成果を確認する。次に、必要な資金に関して、カテゴリーごとにかかる費用を検討する。特に、巨額の費用を要する気候変動について詳しく検討する。その上で、資金の使途を決定する原則を明確にする。

（２）「一人も取り残さない」ために必要な資金

地球規模課題には、大きく分けて、①貧困・開発、②気候変動（地球温暖化）、③生物多様性、④大規模災害、⑤平和構築（紛争・難民などへの対処）、⑥金融・経済危機の問題等が含まれる。今日ではこれらに加えて「格差・不平等」の問題も新しい課題として浮上している。

途上国の「貧困・開発問題」の重要な指標として、国連の「ミレニアム開発目標（MDGs）」と、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」[2]にもとづく「持続可能な開発目標（SDGs）」がある（表 1 参照）。両者はどう違うのであろうか。

まず SDGs はこれまでの MDGs を引き継いでいるが、MDGs が極度な貧困・飢餓を半減する、5 歳児未満の死亡率を 3 分の 1 にするなど具体的な数値を掲げての「削減」を目標としていた一方、SDGs では「一人も取り残さない」こと、つまり「根絶」することが目指されている。また、MDGs は主に途上国の貧困・開発をターゲットにしてきたが、SDGs では社会・経済問題に加えて環境問題の側面を統合し、かつ先進国も対象となる普遍的な目標となっている。以上から、目標も 8 項目（MDGs）から 17 項目（SDGs）へと倍増し、上述した地球規模課題の①から⑥までを網羅するようになった。

１）ミレニアム開発目標（MDGs）の成果と課題

MDGs は「極度の貧困と飢餓の根絶」、具体的には「1 日 1.25 ドル未満で生活する人口の割合を半減させる」、「飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる」ということを第一目標としている。また貧困と密接な関係にある基礎的社会サービスである基礎教育や医療・保健、水・衛生などへのアクセス、またジェンダー平等という社会権などが目標として掲げられている。そして、1990 年から 2015 年にかけて達成すべき 8 つの目標（ゴール）と 21 のターゲットを定めている（このうち最後の目標が先進国の責務）。

15 年間にわたる MDGs の成果について、2015 年 7 月に国連は「MDGs 最終報告書」を発表し、次のように述べている。「（途上国において）極度の貧困に暮らす人々の割合は、1990 年は人口の 47%でしたが、今年までに 14%にまで減り（引用者注：19.26 億人

は第３章でも行う。

[2] United Nations (2015a)。

から 8.36 億人へ)、初等教育の就学率も 2000 年に 83%だったものが、91%に改善されています。しかしながら、5 歳未満の子どもや妊産婦の死亡率の削減については、改善は見

表 1：ミレニアム開発目標（MDGs）と持続可能な開発目標（SDGs）

ミレニアム開発目標（MDGs）
目標 1. 極度の貧困と飢餓の根絶
目標 2. 初等教育の完全普及の達成
目標 3. ジェンダー平等推進と女性の地位向上
目標 4. 乳幼児死亡率の削減
目標 5. 妊産婦の健康の改善
目標 6. HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
目標 7. 環境の持続可能性確保
目標 8. 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
持続可能な開発目標（SDGs）
目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 . すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子の能力強化を行う
目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7. すべての人々の、利用可能でかつ信頼できる持続可能で近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 . 持続的、包摂的で持続可能な経済成長、およびすべての人々の生産的な雇用と働きがいのある仕事を促進する
目標 9. 強靭なインフラの構築、包摂的かつ持続可能な工業化の促進、およびイノベーションの育成を図る
目標 10. 国内と国家間の不平等を削減する
目標 11. 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を構築する
目標 12. 持続可能な消費と生産パターンを確保する
目標 13. 気候変動およびその影響への緊急の対処を講じる*
目標 14. 持続可能な開発のための、海洋と海洋資源を保全し、持続的に使用する
目標 15. 生態系の保護、回復、持続可能な使用の推進、森林管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の停止と回復、および生物多様性の損失の阻止を促進する
目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、および効果的で説明責任のある包摂的な機構の構築を図る
目標 17. 実施手段を強化し、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

られたものの目標の水準に遠く及ばず、女性の地位についても就職率や政治参加で男性との間に未だ大きな格差が残っています」（国際連合広報センター 2015a）。

このように極度の貧困については、「半減」という目標を達成した。しかし、注意深く見ると、その達成の 6 割は中国での改善・取組みによるものである。1990 年から 2015 年までに途上国全体では極度の貧困者が 10.9 億人減少したが、うち中国での減少は 6.42 億人だったからである[3]。逆に、到底半減目標に届かなかった地域もある。それはサブサハラ・アフリカ諸国である。同地域では、1990 年に貧困者が全人口の 57%を占めていたから、それを半減するには 28.5%まで減少させなければならなかったが、2015 年段階で依然として 41%を占めており、「半減」目標には遠く及ばなかった（ちなみに、同地域では人口増もあり、極度の貧困者を約 1 億人増加させた）。

このように、このサブサハラ・アフリカ諸国を含む途上国人口全体の 14%、8 億 3600 万人がいまだに極度の貧困の中におり（国際連合広報センター 2015b）、これを 2030 年までにゼロにするのが次の国際目標である SDGs の第一目標、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」である。

そこで以下では、「一人も取り残さない」ためのベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN：人間の生存のための基本的諸要件）を完全に満たすための費用を概観する。

２）極度の貧困を地球上から一掃するためにかかる費用：660 億ドル

貧困根絶にはどのくらいの費用がかかるのだろうか。2015 年 7 月にアジスアベバで開催された第 3 回国際開発資金会議（FfD3）で採択された成果文書[4]の元となった「持続可能な開発のための資金に関する政府間専門家委員会」の最終報告書（2014 年 8 月）は、貧困根絶に必要な資金は、年間 660 億ドル（7 兆 9200 億円）という数字を挙げている（ICESDF 2014: 8-9）。

極度の貧困というのは 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々のことを言うが、そうした人々の実際の平均収入を 1.25 ドルから引いて、それに全体の人口（8 億人余）を掛けた数字が、貧困から脱却できる概念的な参考数字として計算される（Extreme Poverty Gap）。

３）国際保健の改善にかかる費用：1000 億ドル

①母子保健ならびに性と生殖に関する健康のために必要な資金：333 億ドル

MDGs4 の「5 歳児未満の死亡率の 3 分の 1 まで引下げ」や同 5 の「妊産婦の死亡率の 4 分の 1 まで引下げ」については、サブサハラ・アフリカ諸国はじめほとんどの地域で達成できなかった。依然として世界では、毎年約 29 万人の女性が妊娠や出産を原因として命を落としており、600 万人近い子どもが 5 歳を迎える前に亡くなっている。そしてそれらの 99%は開発途上国で起こっている。これらを改善するために必要な費用は年間 333 億ドルである（世界銀行 2015）。

---

[3] 中国の人口移動規模については、IMF のデータベース「World Economic Outlook Databases」（2015 年 4 月版）を参照した（http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28 、2015 年 9 月 5 日閲覧）。

[4] United Nations (2015b)。

②世界エイズ・結核・マラリア対策基金（GF）の資金需要：260 億ドル

感染症は開発途上国の人々の健康に対する直接的な脅威であり、中でも「三大感染症」と呼ばれる HIV/エイズ、結核およびマラリアは、依然として年間に 300 万人以上の人々の命を奪っている。世界エイズ・結核・マラリア対策基金（GF）は、この三大感染症に取組んでいる官民パートナーシップで立ち上げられた組織(機関)であるが、2014～2016 年までの不足資金は 260 億ドルに上る（第 4 次増資会合、グローバルファンド日本委員会 2013)。

③「顧みられない熱帯病（NTDs)」の資金：340 億ドル

上記三大感染症のほかに熱帯地方ではデング熱やリンパ系フィラリア症など「顧みられない熱帯病（NTDs)」と呼ばれている 17 の感染症により、149 ヵ国 10 億人が罹病しているが、対策が大幅に遅れている。その対応のためには、340 億ドル必要となる（WHO 2015)。

④ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（NCD[5]を含まない）を含むグローバル・ヘルス・ケアの資金：370 億ドル

すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の基礎的な保健医療サービスを、必要な時に支払い可能な費用で受けられることをめざすユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）という考え方が 2012 年 12 月に国連総会において新たな国際社会の課題として取り上げられ、SDGs においても UHC がターゲットの基軸となっている。その実現のためには、370 億ドルかかる（WHO 2010)。

このように途上国の保健関係の国際目標達成のために必要な資金を各分野で積み上げていけば、年間 1303 億ドル前後となる。しかし、各分野とも相互に影響しあっているので、例えば UHC の取組みが前進すれば母子保健にも感染症等対策にも好影響を与え、それだけ他分野での経費が削減されていくことになる。以上から、国際保健分野では大きく見積もって年間 1000 億ドル（積み上げた必要資金の 80%程度）程度の資金が実際的と見なすことができるだろう。

４）初等・中等教育修了にかかる費用：380 億ドル以上

「2015 年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする」という MDGs2 の目標も到達することはできず、まだサブサハラ・アフリカ諸国などでは 5700 万人（2015 年）の児童が未就学のままである。SDGs では初等教育だけでなく中等教育までの修了を目標としている。例えば初等教育と前期中等教育のために必要な費用と現状の投入資金とのギャップは 380 億ドルである（Greenhill and Ali 2013: 7)。

[5] NCD（non-communicable diseases）非感染症疾患: 心筋梗塞や脳卒中などの心臓血管病、がん、ぜんそくや肺気腫などの慢性肺疾患、そして糖尿病などの非感染性疾患の総称。

５）食料安全保障（栄養改善・農業セクター）確立にかかる費用：502 億ドル

MDGs の目標 1 に含まれている「飢餓人口を半減にさせる」であるが、これも 2015 年までに目標を達成できる見込みである。しかし、サブサハラ・アフリカ、カリビアン、南アジア、オセアニアでは目標達成に及ばず、途上国全体で 7 億 8000 万人が依然として飢餓に苦しんでいる。この飢餓を根絶するには、途上国での貧困層の 4 分の 3 が居住する農村地域での栄養改善や農業の発展、ひいては食料安全保障が必要であり、そのためにかかる費用につき FAO（国連農業食糧機関）は 2025 年までに追加資金として 502 億ドルを挙げている（Greenhill and Ali 2013: 8）。

６）安全な飲料水と衛生施設を継続的に利用するためにかかる費用：268 億ドル

MDGs の目標 7 の「安全な飲料水を利用できない人々を半減する」は、2010 年に目標を達成した。しかし、まだ 6 億 3000 万人が未利用のままである。さらに衛生施設の未利用は 24 億人にも上り、うち 9 億 4600 万人は屋外排泄を余儀なくされている。これらを改善するための費用として WHO は 268 億ドルを挙げている（Greenhill and Ali 2013: 8、表 3 参照）。

表 2　一人も取り残さない／ベーシック・ヒューマン・ニーズにかかる費用

部　門	年間の追加的必要資金（2010-2025 または 2030 年）
極度の貧困	660 億ドル
国際保健	1000 億ドル
初等・中等教育	380 億ドル以上
食料安全保障	502 億ドル
安全な水と衛生	268 億ドル
合　計	2810 億ドル

（出典：　グローバル連帯税推進協議会事務局作成）

７）SDGs（持続可能な開発目標）の実現にかかる費用：10 兆ドル以上

上述の「持続可能な開発のための資金に関する政府間専門家委員会」は SDGs 実現の資金需要範囲を次のように規定し、資金需要額を推定している。１）人間のベーシックなニーズのための需要（貧困、教育、保健など）、２）地域の持続可能な開発のための需要（インフラ、地域の開発、気候変動の適応など）、３）グローバルな公共財のための需要（地球環境や気候変動との闘いなど）。それらの推定額は表 4 のとおりである。

以上を合計すると、およそ 10 兆ドル（1200 兆円）を超えることになる。この額は世界の GDP 総額 75～77 兆ドルの 7 分の 1 となる。また、たとえば、インフラ投資や中小企業のクレジットなど、持続可能な開発に直接結び付くかどうかはっきりしない項目もあり、より正確な額を算出するためには、さらなる検討が必要だと思われる。

表 3：SDGs 達成のために必要な資金

項　目	内　訳	推定額
貧困根絶		660 億
インフラ投資	水、農業、通信、電力、交通、ビル、産業セクター、森林セクター	5 兆～7 兆ドル
中小企業へのクレジット	融資ほか	3 兆 5000 億ドル
気候変動耐性持続可能な開発		数兆ドル

（出典：　グローバル連帯税推進協議会事務局作成）

（３）気候変動対策に必要な資金[6]

１）途上国での気候変動対策関連で必要とされる資金：8000 億ドル

気候変動対策は、大きく分けて「緩和策」と「適応策」がある。前者は温室効果ガスの排出を削減して温暖化の進行を食い止める政策で、後者は異常気象や気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを慣らしていくことで影響を減じさせようというものである。

これらの緩和と適応のために、どのくらいの気候資金が必要となるのかを明確にすることは実は容易ではない。これまで様々な機関がその推計を行っているが、その額はまちまちである（表５参照）。

表4：必要な気候資金の推計

機関	緩和	適応
CAN	600億ドル	500億ドル
IEA（2008、2014）	1兆1000億ドル	
UNFCCC（2007）		490～1710億ドル
UNFCCC（2008）	3408.5～3578.5億ドル	
世界銀行（2010）		895～1018億ドル
UNEP（2014）		2500～5000億ドル

（出典：上村 2015b: 19）

たとえば、気候行動ネットワーク（CAN: Climate Action Network）は、気候変動の緩和には年間600億ドル（約7兆2000億円）が必要との試算を行う一方（国際連帯税推進協議会 2010：33-34）、国連気候変動枠組条約事務局（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）は年間3408.5～3578.5億ドルと見積もっている（UNFCCC 2008）。さらに、国際エネルギー機関（IEA: International Energy Agency）は、2050年までに世界の二酸化炭素排出総量を2005年レベルから半減するには、実に年間1兆1000億ドル（約132兆円）かかることを明らかにしている（IEA 2008: 4）。

適応に関しても、UNFCCC事務局が年間490-1710億ドル（UNFCCC 2007）、CANが年間500億ドル（国際連帯税推進協議会 2010）、世界銀行が895-1018億ドル（World Bank

[6] 本節は、上村（2015b）をベースに執筆されている。

2010)、国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）が2500～5000億ドル（UNEP 2014）とかなりの幅が見られる（毎日新聞 2014)。つまり、緩和と適応に要する気候資金は、ここに挙げた試算を合計するだけでも最少が1090億ドル（13兆800億円)、最大が1兆6000億ドル（192兆円）と大きな開きがある。

他方、現実の気候変動交渉では、第16回国連気候変動枠組条約締約国会議（カンクン会議）において、途上国に対する気候資金として、先進国は短期的には年間300億ドル、2020年までに年間1000億ドルを供与することが決定されている。

大きなギャップの一つの理由は、気候資金の定義に関連する。田村堅太郎はそれを、「社会・経済構造のあり方を温室効果ガスの排出がより少ないものへと変革するために必要な資金や、気候変動の悪影響に対する社会・経済（あるいは生態系）の耐性や適応力を向上するために必要な資金の総称」という広義の定義と、「国際交渉の文脈において使われる意味として、途上国における気候変動対策の策定、実施を支援するために先進国が提供する公的資金を指すもの」という狭義の定義に分類している（田村 2013: 33-34)。したがって、前者では大きな額が、後者では小さな額が示されることとなる。

これに関連して、気候資金を世界全体で考えるか、途上国のみで考えるかの違いも推計に影響を与える。たとえば、気候政策イニシャティブ（CPI: Climate Policy Initiative）は、2013年の世界の気候資金の総フローは3310億ドル（約39兆7200億円）としているが、うち先進国向けが1640億ドル、途上国向けが1650億ドルで、ほぼ半々であったと試算している（CPI 2014: IV)。

本報告は、あくまでも最終的にめざすべきところは、田村のいうところの広義の定義、すなわち地球の平均気温が2度以下になるよう温室効果ガスを大幅に削減しつつ、グローバルに気候変動耐性・適応社会を創り上げるという立場に立つ。そのために最大限必要な気候資金を調達するという観点から、ここに挙げた気候資金の緩和と適応に必要な試算の最大値、すなわちIEAとUNEPの試算の合計である1兆6000億ドル（1兆1000億ドル＋5000億ドル）を選択する。次に、現在の国際交渉の中核が、気候変動のための資金調達がきわめて困難である途上国において、いかに気候変動対策を進めるかという点にあることに鑑み、今後途上国に対してどのくらいの気候資金が必要となるのかというところに焦点を当てる。そして、気候資金の総フローが先進国と途上国でおよそ半々であるという実績から、途上国に必要な気候資金は、全体（1兆6000億ドル）のおよそ半分、つまり差し当たり年間8000億ドル（96兆円）であると仮定し、議論を進めることとする（上村 2015b: 18-19)。

２）公的資金と民間資金の限界

気候資金を調達する方法は、大きく分けて三つある。一つは公的資金であり、いま一つは民間資金である。さらに、どちらとも性質の異なる第三の方法として、本報告が主眼とするグローバル連帯税がある。ここではまず前者二つの資金について考察を行う。

①公的資金

CPIは、公的資金を政府予算、各国開発銀行、多国間開発銀行、二国間金融機関、気候基金という五つのカテゴリーに分類している。そして、これらが拠出した公的資金は、2012年に1350億ドル（気候資金全体の38%)、2013年で1370億ドル（同42%）と試算している（CPI 2013: 6; 2014: 8)。

公的資金の代表的なものに、政府開発援助（ODA）がある。近年、新興国の経済成長によりその性格が変わりつつあるが、ODAの基本は先進国から途上国への資金援助である。1990年代まではその額は右上がりに伸びてきたものの、とりわけ2008年のリーマンショック以降、その伸びに陰りが見られ、大幅な進展は期待できない事態となっている。それは、2009年の世界のODAの総額が1198億ドルだったのに対し、2010年が1283億ドル、2011年が1338億ドル、2012年が1269億ドルと頭打ちで、2013年も1345億ドル程度に留まっていることからも明らかである。

この額は必要とする気候資金である8000億ドルを大幅に下回っているのみならず、ODAのすべてが気候変動に使われるわけでもない。このODAの事例だけからも、公的資金に大きな伸びを期待するのは現実的とは言えないだろう。

②民間資金

では、民間資金はどうだろうか？　CPIは民間資金を、プロジェクト開発業者（project developer）、企業（製造業者とエンドユーザー）、家庭、商業金融機関、機関投資家、プライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、インフラ基金に分類している（CPI 2013: 8-9; CPI 2014: 10-13）。これらが拠出した気候資金は、2012年は2240億ドル（CPI: 2013: 8）、2013年は1930億ドルであり（CPI 2014: 10）、公的資金よりも大きく、2013年の気候資金全体の58%を占めている（CPI 2014: VI）。

中でも、大きな割合を占めているのが、プロジェクト開発業者で、2012年で1020億ドル（CPI: 2013: 8）、2013年で880億ドルを拠出している（CPI 2014: 10）。プロジェクト開発業者は、電力・ガスなどの国営（地域）エネルギー会社、独立した電力会社、再生可能エネルギーに特化したプロジェクト業者から構成されるが、このセクターだけで民間資金の半分近くを占めている。次に大きな割合を占めているのが、企業である。2012年で660億ドル（CPI 2013: 8）、2013年で470億ドルとなっている（CPI 2014: 10）。

すなわち、民間資金の今後を予測するためには、プロジェクト開発業者の動向をおさえることが鍵となることがわかる。その推移を見ると、短期的には下がっているが、それはクリーン開発メカニズムの低調によるところも大きいと考えられる。

さらに重要なポイントは、民間資金のほとんどは緩和に流れ、適応へはほぼゼロに等しいことである。公的資金は、79%が緩和、18%が適応、3%が両方にまたがるものに流れているが（CPI 2014: 15）、民間資金はほぼ100%緩和向けである（CPI 2014: 32、表６参照）。実際に、民間資金の71%は再生可能エネルギー（うち60%は太陽光発電）に投資されている（CPI 2014: 32）。民間資金はチャリティーではなく、あくまでも投資に対する見返りが要求されることに鑑みると、適応よりも緩和に資金が流れることは、ある意味当然と考えられる。

以上のことから、民間資金が抱える二つの問題が浮かび上がる。一つは、公的資金と同じく、民間資金の過度な伸びを期待するのは現時点では現実的ではなく、また仮にある程度の伸びが見られたとしても、必要額である8000億ドルには程遠いことだ。いま一つは、民間資金の投資先が利益を優先する観点から緩和に集中し、適応には回りづらいと考えられることである。

したがって、今後巨額の気候資金を満たすためには、従来の公的資金や民間資金だけでな

く、これらを超えた新しい構想が求められることは火を見るよりも明らかだろう。その新しい構想こそ、グローバル連帯税である（上村 2015b: 19-20）。

（4）グローバル連帯税の税収はどこに使われるべきか

グローバル連帯税による資金の使途原則は、基本的に持続可能な開発目標（SDGs）と気候変動（地球温暖化）への取組みに沿って行うべきものであると考えられる。

まず SDGs については、先に達成のための総額が 10 兆ドルを超える予測が出ていることを見たが、公的資金では到底足りず、各国政府や国連は途上国の国内資金の活用、ならびに民間資金の役割を増大させようとしている。たとえば、ODA 資金を媒介にして民間資金を呼び込む方式の推奨などである。

表 5：気候資金の種類と使途（単位：10 億ドル）

資金源泉と媒体		緩和	適応	合計
民間資金	プロジェクト・開発業者	１０２	NE	１０２
	企業	６６	NE	６６
	家庭	３３	NE	３３
	機関投資家	０.４	NE	０.４
	商業金融機構	２１	NE	２１
	ベンチャー・プライベートエクティキャピタル、インフラ基金	１２	NE	１２
公的資金	政府予算	９	３	１２
	各国開発銀行	６１	８	６９
	多国間開発銀行	３１	７	３８
	二国間金融機関	１２	３	１５
	気候基金	１.０	０.６	１.６
	合　計	３３７	２２	３５９

（出典：CPI 2013）

もちろん、税制の整備などを通じて、途上国の国内資金を活用することには異論はないが、そもそも貧しい途上国にどのくらいの資金的余裕があるのかは疑問のままである。民間資金の活用についても、その限界について前節で指摘したとおりである。

また、SDGs の総額の半分以上は、経済成長（工業化）への投資、とりわけインフラへの投資のための費用である。このことにつき、開発関係の専門家から以下のような懸念が示されている。

このようなブレンディング（民間融資にプラスして ODA の無償資金を加え融資条件を緩和する方法など）が増えると、民間企業や民間金融機関の関心のある大規模なインフラや資源案件に援助資金が使われ、援助本来の目的である教育や保健など貧困対策向けの援助が減るのではないかという懸念だ。また、金融専門家からは、ブレンディングに

より、本来採算性のない案件にまで融資が行われ、将来不良債権が膨らみ、1980 年代のような債務危機が再び途上国に起こらないかという指摘もある。

（山本 2014: 5）

これらの考察から、まず途上国の国内資金の活性化と民間資金の動員についての限界を常に念頭に置くことが肝要である。

次に、税収の使途先は、SDGs 関係では、まず MDGs で達成できなかったベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN：人間の生存のための基本的諸要件）の完全達成のために（合計 2810 億ドル）、そして気候変動対策のために（合計 8000 億ドル）、グローバル連帯税の税収は使われるべきである。

結論として、本報告では地球規模課題の解決のために必要な資金を、年間 1 兆 810 億ドル（129 兆 7200 億円）と想定することとする。

２．グローバル・タックスの定義と課税原則

前章では、ますます深刻化する地球規模課題を確認するとともに、負のグローバリゼーションを転換する責任と義務を衡平感を持って分担する必要性も併せて議論した。そして、地球規模課題の危機的状況を力を合わせて乗り越え、持続可能な地球社会を実現する革新的な方策として、グローバル連帯税を提示した。

以下では、まずグローバル連帯税の定義を示した後、カテゴリーわけを行い、最後に課税原則を検討する

（1）グローバル連帯税とは何か？

グローバル連帯税はグローバル・タックスの一つである。グローバル・タックスとは、大きく捉えれば、グローバル化した地球社会を一つの「国」とみなし、地球規模で税制を敷くことであり、具体的には以下の三つの議論を包摂する。

第一に、「漏れを防ぐ」議論、すなわちタックス・ヘイブン（租税回避地）対策である。タックス・ジャスティス・ネットワークによると、タックス・ヘイブンに秘匿されている資金は 21 兆～32 兆ドル（2520 兆円～3840 兆円）と見積もられている。いかにしてこの巨額かつ不透明な資金の流れを透明にし、租税回避を防ぐかが議論の中心にある。

第二に、実際に課税を行う議論である。グローバル連帯税には、金融取引税、通貨取引税、地球炭素税、武器取引税など、さまざまな構想がある。現在、現実化しているのは、まず航空券に課税し、その税収を HIV/AIDS、マラリア、結核対策を進めている UNITAID の財源にする航空券連帯税である。二つ目はグローバル・タックスとは意図的に呼ばれていないが、クリーン開発メカニズム（CDM）事業から発生する削減相当量（クレジット）への課金を気候変動の適用基金の財源とする「CDM 税」とも呼べるスキームである。このスキームについては、国境を越えたグローバルな活動に対して国際機関が実質的に課税し、グローバル公共財に関する活動の財源とするという観点から、グローバル・タックスの一つとみなすことが可能であろう[7]。

第三に、課税、徴税、税収の分配のためのガヴァナンスを構築する議論である。とりわけ、グローバル・タックスの導入が、現在の「1%のガヴァナンス」を変革する潜在性が議論の中心となっている。

この三つの議論のうち、二つ目の「課税を行う」議論と三つ目の「ガヴァナンス」の議論を合わせたものがグローバル連帯税の議論となる。この観点から定義すると、グローバル連帯税とは、「グローバルな資産や活動に、グローバルに課税し、負の活動を抑制しながら、税収を地球規模課題の解決に充当する税制」となる。

---

[7] CDM（Clean Development Mechanism）とは、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして得て、自国の削減に充当できる仕組みのことをいう。この時先進国が得られる削減相当量を「認証排出削減量（CER: Certified Emission Reductions）」というが、その CER が発行される際に 2%が天引きされ、適応基金の特別口座に振り込まれる（地球環境戦略機関 2009: 127）。ちなみに、2013 年 3 月の時点で、適応基金の全財源のうち、CER クレジットへの課金は 50%を占めている。

（２）グローバル連帯税のカテゴリー

グローバル連帯税は、大きく言って、次の二つの「極」の間に位置づけられる。一つは、「全面的」グローバル連帯税で、①グローバルに課税、②グローバルに徴税、③グローバルな活動の負の影響を抑制、④グローバルに再分配、⑤税収を地球規模課題解決に充当というすべての項目を満たす「極」である。これは、地球社会に世界政府が存在し、世界政府が一元的に課税、徴税、分配を行っているイメージである。

他方、①各国ごとに課税、②各国ごとに徴税、③各国ごとに納税、④税収の一部、またはすべてを超国家機関に上納、⑤税収は地球規模課題に充当される場合、これを「部分的」グローバル連帯税と呼ぶことができる。そして、このうち、少なくとも④、⑤を満たす限り、グローバル連帯税とみなしてもよいだろう。

現実には、世界政府は存在しないので、今後構想・実施されるグローバル連帯税は、当面「部分的」グローバル連帯税の極に近いものとなるだろう。

（３）グローバル連帯税の課税原則

それでは、グローバル連帯税は、誰が、何のために、どのような原則で課税されるべきであろうか。一言でいうと、課税目的はグローバル化の負のコストを負担することであり、以下の原則で課税される。

まず、グローバルに負の影響を与えているセクターや組織が課税される（Degrader Pays Principle: DPP、負荷者負担原則）。たとえば、世界金融危機を引き起こした金融セクター、温暖化や感染症の拡散にかかわる国際交通セクター、環境破壊などのコストを外部化している多国籍企業、租税回避を促進するタックス・ヘイブン、軍事、エネルギー産業などが挙げられる。

次に、グローバル化の恩恵を受けているセクターや組織である（Beneficiary Pays Principle: BPP、受益者負担原則）。たとえば、金融、国際交通、多国籍企業、情報通信、エネルギーセクターなどが含まれる。

第三に、税を支払う能力が高い人、組織、セクターである（Ability to Pay Principle: APP、担税力原則）。このカテゴリーには、金融、多国籍企業、情報通信、富裕層などが入る。

第四に、消費税を負担していないセクターや組織が課税される（VAT Inclusion Principle: VIP、消費税負担原則）。これには、金融、国際交通、情報通信などが含まれる。

最後に、グローバル化の恩恵は世界の多くの人々も受けていると同時に、彼らは地球社会に負の影響も与えていることから、上記のセクターだけでなく、主としてこれらのセクターの利用者も、手数料や利用料等を通じて、負担を広く薄く分担すべきである（Wide & Thin Principle: WTP、広薄負担原則）。

以上の原則を踏まえると、グローバル連帯税の課税対象と種類は表 6 のように整理できる。

表 6：課税対象と税の種類

課税対象	税
金融	金融取引税、グローバル通貨取引税、タックス・ヘイブン利用税
国際交通	航空券連帯税、航空燃料税、国際バンカー油課税
多国籍企業	多国籍企業税
情報通信	グローバル電子商取引連帯税
軍需産業	武器取引税、武器売上税
エネルギー産業	地球炭素税、天然資源税、プルトニウム生産税
富裕層	グローバル累進資産課税
その他	「CDM 税」

（出典：　グローバル連帯税推進協議会事務局作成）

（4）グローバル連帯税の資金創出のポテンシャル[8]

第 2 章では、地球規模課題を解決するために必要な資金を、年間 1 兆 810 億ドル（129 兆 7200 億円）と想定したが、グローバル連帯税でどの程度の資金を賄うことができるのだろうか。

たとえば、航空券連帯税を現実化させる源泉となったランドー委員会（groupe de travail sur les nouvelles contributions financières internationales: 国際資金の新しい貢献に関する作業グループ）は、武器輸出に 10%の課税で 50 億ドル、武器購入に 10%の課税で 200 億ドル、多国籍企業所得税が年間 1 兆 1619 億ドルと試算し（Landau Group 2004: 69-72; 上村 2009: 233）、ATTAC（Association pour une Taxe sur les Transactions Financières pour l’Aide aux Citoyens: 市民を支援するために金融取引への課税を求めるアソシエーション）フランスの幹部で、ランドー委員会のメンバーでもあったジャック・コサール（Jacques Cossart）はランドー・レポートの中で、試算リストを作成している（Landau Group 2004: 112; 上村 2009: 233-234; 2015b: 21、表 7 参照）。

また、2010 年 2 月に、潘基文国連事務総長が気候変動対策に必要な資金をいかに調達するかという課題を検討するために創設した気候資金に関するハイレベル諮問グループは、先進国が二酸化炭素 1 トン当たり 20~25 ドルの炭素税を課し、税収の 10%を気候資金に拠出すれば年間 300 億ドル、国際航空や船舶に課税し、税収の 25~50%を気候資金にまわせば年間 100 億ドル、金融取引税の税収の 25~50%を気候変動に充てるとすると、0.001%の税率で 20 億ドル、0.01%で 270 億ドルの資金調達が可能となると論じている（High-Level Advisory Group 2010: 5-6, 25; 上村 2014b: 32-33; 上村編著 2014: 130; 上村・池田 2014: 254）。

国連も、2012 年 7 月に『世界経済社会調査 2012』を発表し、先進国が 1 トン当たり 25 ドルの炭素税で年間 2500 億ドル、税率 0.005%の通貨取引税をドル、ユーロ、円、ポンド取引に課税することで年間 400 億ドル、現在実施に向けて検討されている欧州金融取引税が年間 710 億ドと試算している（United Nations 2012;上村 2014b: 33; 上村編著 2014: 130; 上村・池田 2014: 254）。

[8] 本節は、ほぼ上村（2015b: 20-22）の再掲となる。

表7：グローバル・タックスによる税収の試算

租税名	仮定	税収（年間）
外国為替取引税	税率0.1%、課税ベースの50%に課税	1100億ドル
ポートフォリオ投資税	税率平均25%、投資量が33%減少	1900億ドル
外国直接投資税	税率平均15%、平均8000億ドルに課税	1200億ドル
多国籍企業利潤税	トップ1000の多国籍企業の利潤に25%を課税	2000億ドル
富裕税	5兆ドルに1%の固定税	500億ドル
炭素排出税	炭素1トン当たり21ドルの課徴金	1250億ドル
プルトニウム・放射能生産税	1トン当たり2400億ドルの課徴金	150億ドル
航空税	チケットと積み荷に1%の課税 燃料1トン当たり3.65ドルの課税	20億ドル 740億ドル
ビット税	1000キロバイト当たり1セントの課税	700億ドル
合計		9560億ドル

（出典： Landau Group 2004: 112; 上村 2009: 234; 2015b: 21）

さらに、オーストリア経済研究所のシュテファン・シュルマイスター（Stephan Schulmeister）は、仮に金融取引税を欧州に加えて、主要な国々で実施した場合、0.01%で2860億ドル（34兆3200億円）、0.05%で6550億ドル（78兆6000億円）という巨額の税収が得られると試算している（Schulmeister 2009: 12-15; 上村 2013: 250; 2014b: 71; 2014c: 83; 2015: 10-12; 上村編著 2014: 130; 上村・池田 2014: 255）。

他方、広義の定義の中核であるタックス・ヘイブンと税収の関係であるが、タックス・ジャスティス・ネットワークの試算によると、タックス・ヘイブンに秘匿されている総額は実に21～32兆ドル（2520兆円～3840兆円）であり（Tax Justice Network 2012a: 5）、もしこれに税金を課すことができれば、年間1900～2800億ドル（22兆8000億円～33兆6000億円）の税収を得ることができるとしている（Tax Justice Network 2012b: 2）。

以上の税収について、重複を避けるために、同様の構想は試算の大きい方を選択した上で、これらをすべて合計すると、理論上は2兆4379億ドル（292兆5480億円）の税収が得られることとなる（上村 2015b: 22）。他方で、今後必要となる資金は年間1兆810億ドル（129兆7200億円）であった。

すなわち、もしこれらのグローバル連帯税構想が現実化すれば、必要な資金の2倍以上の資金が供給されることになる。しかも、グローバル連帯税の税収は公的資金に近く、民間資金と異なり、直接的な利益を要求しないことから、すべて分野に柔軟に充当させることも可能である。

もちろん、上記の構想がすべて実現されるというわけではないだろうが、地球規模課題を解決するための資金を充当させるために、グローバル連帯税が有効であることは明確に理解できるだろう。

３．グローバル連帯税のガヴァナンス[9]

（1）ガヴァナンスの定義と議論の射程

グローバル連帯税の課税、徴税、税収の分配を適切に行うためには、適切なガヴァナンスが必要である。ガヴァナンスに関する絶対的な定義は存在しないが、ここでは「多様なアクターによる課題設定、規範形成、政策形成・決定・実施を含めた共治」としておく（上村 2009: 45）。

グローバル連帯税の実施を考えるにあたり不可欠な議論は、それを実施する国と税収を管理・分配する超国家機関のガヴァナンスが、いかなるものであるべきかというものである。さらには、本報告書では簡単に触れるにとどめるが、グローバル連帯税の導入が、現在の民主性も、透明性も、アカウンタビリティも不十分な、いわゆる「1%のガヴァナンス」を変革する潜在性も議論の射程に入る。

以下、本章では、現在実施されているグローバル連帯税、すなわち航空券連帯税をベースに、まず課税実施国のガヴァナンスを考察する。続いて、超国家機関のガヴァナンスについて、航空券連帯税ならびに「CDM 税」の納税先機関となっている UNITAID と適応基金、そして、現時点ではグローバル連帯税の受け皿にはなっていないが、最近創設されたグリーン気候基金（GCF: Green Climate Fund）のガヴァナンスを吟味する。最後にグローバル・ガヴァナンスの変革の可能性とその論理を考察し、あるべきグローバル連帯税のガヴァナンスを検討する。

（2）実施国のガヴァナンス

第 1 章で、現在導入されているグローバル連帯税は、航空券連帯税と「CDM 税」であることを述べた。CDM 税は、クリーン開発メカニズム事業から発生する削減相当量（クレジット）への課金を適用基金の財源とするものなので、資金は事業から直接かつ自動的に適応基金の信託機関である世界銀行に収められる。したがって、これについては適応基金という超国家機関のガヴァナンスに該当するので、次節で検討する。

それに対し、航空券連帯税は、実施国を飛び立つすべての国際線、ならびに一部の国では国内線の航空券にも実施国が課税し、まず乗客が航空券購入時に航空会社に納税相当額を支払い、航空会社はそれを実施国に納税する。基本的に税収は各国の国庫を通じて UNITAID に収められるので、UNITAID のガヴァナンスについては次節で検討する。他方、税収のすべてが UNITAID に上納されるわけではなく、一部は実施国の判断で使われる。

たとえば、フランスの場合は、税収の 70%を UNITAID に、30%を GAVI に分配している。韓国は、税収の半分を UNITAID に分配し、残りの半分を韓国国際協力機構（KOICA）が実施するアフリカの支援プログラムに用いている。

フランスは、現在航空券連帯税以外にも、金融取引税を実施しているが、どちらの税についても、税収はフランス開発庁（日本の国際協力銀行のようなもの）の連帯基金に納められ

---

[9] 本章は、主として、上村雄彦（2015c）「グローバル・タックスとグローバル・ガヴァナンス」上村雄彦編著『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社、155-179 頁、上村雄彦（2014b）「気候資金ガバナンスに見るグローバル・タックスと地球環境ガバナンスの交差―グリーン気候基金の現状とゆくえを中心に」『グローバル・ガバナンス』第 1 号、31-47 頁に基づいて執筆されている。

る。使途に関しては、外務省、財務省、フランス開発庁から構成される委員会で決められる。他方、韓国の場合は、税収はKOICAに納められ、KOICAが使途を決定している。これまでは、航空券連帯税の税収に関して国会への報告義務はなかったが、2012年8月に「韓国国際協力団法一部改正法律」が公布され施行されたことにより、外交通商部長官に対し、毎年定期会（常会に相当）前に、寄与金の管理、運営等に関する寄与金運用審議委員会の審議結果を国会に報告することが義務付けられた（藤原 2013）。

航空券連帯税は、感染症対策を中心とした国際協力を目的に、実施国を離陸する国際線のすべての乗客に課税することから、当該国だけのために、その国民だけに課税を行う純粋な国税とは趣を異にする。したがって、税収の管理や分配については、可能な限り多様なステークホルダーを巻き込み、専門的な知見や現場の声などを反映させることで、税収が効果的に使われるようにする一方、使途を公正な視点でモニターできるガヴァナンスを構築することが望ましい。それにより、目的の達成とともに、納税者への説明責任を果たすことが初めて可能になると思われるからである。

その意味で、使途の分配の決定に際しては、フランスのように省庁関係者だけでなく、国際協力や感染症を専門とする研究者やNGOなどの参加が望まれる。また、国会への報告も航空券連帯税の進捗や効果を随時確認し、国民に周知させるためにも、義務付けは望ましいと考えられる。

（3）超国家機関のガヴァナンス

1）UNITAID（国際医薬品購入ファシリティ）

航空券連帯税を主たる財源とするUNITAIDは、2006年9月に設立された。参加国・団体は、現在29ヵ国にビル&メリンダ・ゲイツ財団を加えて、30である。

UNITAIDの使命は、「多くの途上国が購入できない質の高い医薬品や診断薬の価格を低下させることを通じて、途上国の人々のHIV/AIDS、マラリア、結核の治療へのアクセスを高め、これらの医薬品が入手できるペースを加速するのに資すること」である（UNITAID 2007a: 1）。ここで重要になるのが、航空券連帯税という安定的かつ予測可能な資金源の存在である。このような資金を用いることで、医薬品や診断薬を長期間にわたって大量に購入することができ、堅実な需要を喚起しながら、これらの価格を低下させ、入手可能性と供給を増加させることが可能となる（Uemura 2007: 125-126）。

UNITAIDは理事会、諮問フォーラム、事務局、信託基金から構成されている。その中で最も重要な機関は理事会である。理事会は意思決定機関であり、諸目的を定め、活動計画を立て、パートナーシップを推進することに責任を負っている。理事会は、創設国（フランス、チリ、ブラジル、ノルウェー、イギリス）、スペインから各1名ずつで計6名、アフリカ連合、アジアから各1名ずつ、 市民社会（NGO、患者コミュニティ）から2名、財団から1名、世界保健機関（WHO）から1名の合計12名の理事で構成されている。理事会の初代理事長はフランス元外務大臣で、国連事務総長特別アドバイザーのフィリップ・ドストブラジ（Philippe Douste-Blazy）が現在も務めている（Uemura 2007: 126; 上村 2009: 293-294; 2012: 163-164; 2014a: 74-75）。

UNITAIDは、理事会に入っていない国々、NGO、企業、その他のステークホルダーの意見をすくい上げるために、2007年5月に諮問フォーラムを創設している（上村 2009: 299;

2012: 164; Taskforce 2010: 30)。

UNITAID が航空券連帯税というグローバル・タックスに依存している以上、アカウンタビリティが強く要請されることから、透明性の確保、ならびに第三者評価は欠かせない。透明性の確保について UNITAID は、理事会の議事録や財政状況などをホームページで公開し、その確保に努めている。

そして、第三者評価については、評価に関して理事会に報告を行う独立運営委員会（ISC）を創設し、ISC は ITAD というイギリスの国際開発コンサルタント会社に過去 5 年間の評価を依頼している。ITAD は、総合評価の成果を 2012 年 10 月に刊行し、UNITAID について前向きな評価を下している（ITAD 2012）。

この評価だけで十分かどうか、諮問フォーラムが 3 回だけしか開催されていないことなど問題点もあるが、最も重要な理事会の中に直接 NGO のメンバーが入っている点は、意思決定の中核部分で市民社会や草の根の現場の想いを保証する仕組みと見なすことができ、評価できる（Uemura 2007: 126; 上村 2009: 294-301; 2012: 164; 2014a: 76）。

この点について、革新的開発資金に関するリーディング・グループの「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース」専門家委員会も、「透明性とアカウンタビリティを核とする原則を謳った憲章とともに、UNITAID は他の国際機関に比して、より民主的で、透明で、アカウンタブルである」と論じ、UNITAID のガヴァナンスを高く評価している（Taskforce 2010: 30; 上村 2015c: 165-166）。

２）適応基金（Adaptation Fund）

現在の炭素価格の低迷とともに、その財源としての割合は低下しているものの、「CDM 税」を主たる収入源とする適応基金は、途上国における気候変動の悪影響に対処する適応プロジェクトやプログラムに対して資金援助を行う機関である。適応基金は、適応基金理事会、事務局、信託機関からなる。現在のところ、事務局は地球環境ファシリティ（GEF）が、信託機関は世界銀行が担っている。

適応基金理事会は、支援対象となるプロジェクトの採否を決定する権限を持つ。その構成は、5 つの国連地域グループからそれぞれ 2 名、小島嶼途上国から 1 名、後発開発途上国から 1 名、UNFCCC 附属書 I 国（先進国）から 2 名、非付属書 I 国（途上国）から 2 名の合計 16 名の理事からなり、途上国の理事が過半数を占めるようになっている。また、意思決定は原則としてコンセンサスでなされるが、合意が得られない場合は、1 国 1 票に基づく 3 分の 2 の多数決で採択される。すなわち、適応基金では、より途上国の声が反映されるガヴァナンスとなっている。

また、プロジェクトの実施においても、GEF では世界銀行、UNDP、UNEP 等の国際機関によって行われるが、適応基金では国際機関による実施に加えて、一定の条件を満たせば途上国の国内実施機関も財源への直接アクセスも認められている（田村・福田 2011: 118-119）。

さらに、ジャーマン・ウォッチなど 9 つの NGO が「適応基金 NGO ネットワーク」を創設し、理事会のメンバーと年 3 回の対話の機会を持って NGO の声を届ける一方、プロジェクトでは、適応基金は現地の NGO を含めた国別実施主体（National Implementing Entities）にプロジェクトの実施を委ね、モニタリングも現地の NGO が中心になって行っている。そ

の成果もあって、適応基金は気候資金関係の国際機関の中で、最も透明性が高いとの評価を受けている（上村 2014b: 38）。

他の国際機関に比して、適応基金のガヴァナンスがより途上国の意向が反映されやすいものとなっている理由は、気候変動という途上国の協力なしには解決し得ない課題に対して途上国の立場が強まりつつあること、途上国政府と連携して積極的な活動を行ってきた国内、国際 NGO の影響などが考えられる。しかし、おそらく一番の要因は、適応基金の財源にあると考えられる。すなわち、適応基金は先進国からの任意拠出金を受け入れているものの、既述のとおりクリーン開発メカニズム事業から発生する削減相当量（クレジット）への課金を主要な財源としていることが他の基金とは大きく異なるのである（高村 2011: 56; 田村・福田 2011: 119; 上村 2014b: 38）。

３）緑の気候基金

緑の気候基金（GCF）は現時点ではグローバル連帯税を財源とするものではないが、今後年間数兆円規模の財源を調達することをめざす国際的な気候変動対策における主要な機関となることが想定される。そのため、将来的にグローバル連帯税を財源の一部とする可能性があり、ガヴァナンスについても、巨額の資金を管理・分配するために、すでにさまざまな工夫を凝らしている。

GCF は 2011 年 12 月に創設された。その目的は、国内・国際レベルで公的・民間双方の気候資金の触媒となり、新規で追加的、十分で予測可能な資金を途上国に供給することで、途上国が温室効果ガスを削減し、気候変動の悪影響に適応できるよう支援することである（GCF 2012a: 2; 上村 2014a: 76）。

GCF は理事会、事務局、受託機関から構成され、受託機関については世界銀行が暫定受託機関を務めている。ここで、最大のポイントとなるのが、理事会の構成と意思決定方法である。理事は、先進国理事が 12 名、途上国理事がアジア太平洋から 3 名、アフリカから 3 名、ラテンアメリカ・カリブから 3 名、小島嶼諸国から 1 名、後発開発途上国から 1 名、それ以外の途上国から 1 名の計 12 名、合計で先進国、途上国理事が同数の 24 名から構成されている。また、先進国理事、途上国理事からそれぞれ 1 名ずつ議長が選出される共同議長制を敷いている（GCF 2012b: 3-5）。このように、GCF は理事数において先進国と途上国が平等となるガヴァナンスを備えることとなった（上村 2014a: 76; 2014b: 39-40; 2015c: 169; 上村・池田 2014: 250）。

また、GCF は市民社会や民間企業などの多様なステークホルダーの関与を掲げている。その一つの体現が理事会へのオブザーバー参加である。オブザーバーは二つのカテゴリーに分けられている。一つはいわゆるオブザーバーであり、いま一つは「アクティブ（活動的）」オブザーバーである（GCF 2012c: 1）。アクティブ・オブザーバーは市民社会から 2 名、民間企業から 2 名選出され（ともに先進国と途上国から 1 名ずつ）、以下の資格を持つ。第一に、理事会での議題に項目を追加することを要求できる。第二に、外部の専門家の理事会への招聘を共同議長に推薦することができる。第三に、理事会で参加者に発言することを要求することができる。そして、議決権は持たないものの、議長の許可を得て理事会で発言し、議論に参加することができる（GCF 2012c: 3-4）。一般のオブザーバーにはこのような資格は与えられていないことはいうまでもない（上村 2014a: 77; 2014b: 40; 2015c: 169; 上村・

池田 2014: 250-251)。

加えて、GCF は 4 名の理事と、途上国の企業セクターから 4 名、先進国の企業セクターから 4 名、市民社会から 2 名の専門家から構成される民間セクター諮問グループを創設し、理事会に民間セクターとの広範なかかわりや協約についてアドバイスを行っている（GCF 2014: 1; 上村 2014b: 41; 2015c: 170)。

既述の UNITAID は、市民社会から 2 名、財団から 1 名、国際機関から 1 名の理事を選出し、理事会で他の理事と同等の権限を持つことを付与しているので、緑の気候基金においては UNITAID より政府代表以外のステークホルダーの意思決定過程への関与は小さい。しかし、「アクティブ・オブザーバー」という新たなカテゴリーを設け、民間セクター諮問グループを創設するなど、理事会という意思決定の中枢に市民社会が関わることを可能にしているという点は、特筆に値する（上村 2014b: 41; 2015c: 170-171)。

ここでの意思決定方式は原則としてコンセンサスで（GCF 2012b: 9)、さらに、GCF は独立評価ユニットを理事会の下に創設している。自らの活動について第三者評価を行うという制度を設けている点において、GCF のアカウンタビリティを保証する観点から評価に値する（上村 2014b: 41; 2015c: 171)。

このように、GCF の理事会の構成と意思決定方法、多様なステークホルダーの関与や独立評価ユニットの創設などに鑑みると、国際通貨基金 (IMF) や世界銀行はいうまでもなく、UNITAID や適応基金と比較しても、GCF のガヴァナンスはかなり公正なものに設計されていると思われる（上村 2014b: 41)。

４）望ましい超国家機関のガヴァナンス

ここまでグローバル連帯税の超国家レベルでのガヴァナンスとして、UNITAID と適応基金、さらに参考として緑の気候基金を見てきたが、これらの経験から言えることは以下のとおりである。

まず、意思決定における先進国と途上国のバランスである。グローバル連帯税の税収は、貧困、気候変動、感染症など、地球規模課題の解決のために使われ、実際のプロジェクトの多くは途上国で実施されることから、先進国―途上国の枠を超えて、すべての国々が協力することが不可欠である。したがって、税収の管理や分配を決定するガヴァナンスについても、先進国と途上国が平等に意思決定に参加する形態が望まれる。

しかしながら、世界銀行や IMF などは、多くの拠出金を出す国ほど、多くの投票権を得られる加重表決制（いわゆる、「1 ドル 1 票制」）を採用している。気候資金の分野においても、GEF の意思決定方式は基本的にコンセンサス方式であるが、コンセンサスを得られない場合は投票が行われ、1 国 1 票の基礎票と拠出比例票のそれぞれ 60%の獲得を必要とする、二重加重多数決制を採用している。このような先進国優位のガヴァナンスに対して、途上国は反発し、適応基金の創設に当たっては、途上国優位のガヴァナンスが構築された経緯がある。

UNITAID についても、創設国は、フランス、ブラジル、ノルウェー、チリ、イギリスであり、UNITAID に多くを拠出しているのもこれらの国々であるが、12 の理事のうち、アフリカ連合から 1 ヵ国、アジアから 1 ヵ国を選出し、先進国が 4 ヵ国 (創設国＋スペイン)、

途上国が４ヵ国となるようにバランスを取っている[10]。

GCF も、先進国理事と途上国理事を同数とし、議長も先進国、途上国から１名ずつ選出して運営を行う共同議長制を敷いている。

したがって、グローバル連帯税のガヴァナンスを構想する場合も、理事会の構成については、先進国と途上国が平等になるようなガヴァナンスを構築することが現在そして今後の傾向であり、望ましいと考えられる。

次に、市民社会や NGO の参加も含めたマルチ・ステークホルダー・ガヴァナンスの重要性である。UNITAID の場合は、12 名の理事のうち、８名が政府代表理事、２名が市民社会代表理事、１名が財団理事、１名が国際機関理事となっている。

適応基金の場合は、理事は政府代表だけで構成されているが、前述のとおり、「適応基金 NGO ネットワーク」が理事会のメンバーと年３回の対話の機会を持って NGO の声を届け、実際のプロジェクトでは、現地の NGO を含めた国別実施主体にプロジェクト実施が委ねられている。

緑の気候基金についても、「アクティブ・オブザーバー」枠を設け、市民社会が理事会に参加できるようにしているだけでなく、民間セクター諮問グループを創設し、市民社会や企業セクターのインプットを可能にしている。

これらの動向から、グローバル連帯税のガヴァナンスの構築に当たっては、マルチ・ステークホルダー・ガヴァナンスを積極的に取り入れていくことが望まれる。

最後に、第三者評価ないし独立評価の必要性である。多数かつ多様な納税者に対して、説明責任を果たすためには、当該機関から独立した機関による評価により、資金の透明性や税収の使途の正当性を証明しなければならない。

UNITAID の場合は、ITAD というコンサルタント会社による第三者評価を行い、GCF も理事会の下に独立評価ユニットを設けている。適応基金は、「適応基金 NGO ネットワーク」が現地調査を行い、その結果を第 18 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP18）のサイド・イベントで発表している（清水 2012）。

GCF はまだ活動を始めて間もないので評価は行われていないし、UNITAID や適応基金の評価が十分かどうかはまだまだ議論の余地はあるが、グローバル連帯税のガヴァナンスを構想するに当たり、第三者評価あるいは独立評価は欠かせない要素となるだろう。

（４）グローバル・ガヴァナンス変革の可能性とその論理

ここまで、グローバル連帯税にかかわるガヴァナンスについて、とりわけ、その納税先となる超国家機関のあるべきガヴァナンスを中心に論じてきた。ここで一つ確認しておきたいのが、これらの機関と現存している国際機関との相違である。その相違を一言でいうならば、従来の国際機関は各国の拠出金によって運営されるため、大きな制約を受けている一方、グローバル連帯税を財源とする超国家機関はその制約を乗り越える潜在性を持つということである。現存する国際機関の制約とは以下のとおりである。

まずは、意思決定の面である。その中核となるのは理事会であるが、これは各国の政府代

[10] ただし、現在アジアからは韓国が選出されているので、厳密には先進国５、途上国３のバランスとなっている。

表から構成される場合がほとんどである。各国代表の第一の関心事はまずは国益の最大化であり、地球益は二の次になることが多い。

次に、財源についても、各国から拠出金が出されなくなれば、特に大口の拠出金を出す大国から資金が来なくなれば、その機関は立ち行かなくなることから、既存の国際機関は財政面での自立についても乏しい。また財政面での各国、特に大国への依存は、政策面でもこれらの国々に配慮せざるを得ず、十分な自律性を保つことができないことを意味している（上村 2013b; 2015c: 172）。

これに対し、すでに検討したとおり、航空券連帯税というグローバル連帯税を財源とする国際機関である UNITAID の理事会は、政府代表だけでなく、市民社会、財団、国際機関も理事になり、意思決定に市民社会や現場の想いなど、多様な意見を反映させ、国益を超えた利益のための決定を試みている。

グローバル連帯税を財源とする国際機関は、従来のそれとは異なり、財政的に自立性を確立し、主権国家、特に大国の「くびき」からもある程度解き放たれる可能性も有している。すなわち、拠出金に頼らず財政的な自立性を確保することで、各国の国益に縛られず、純粋に地球益の実現に向かって政策を策定し、活動を展開する可能性が開かれているのである（上村 2013a: 251; 2015c: 172-173）。

したがって、今後航空券連帯税に加えて、金融取引税、地球炭素税、武器取引税などさまざまなグローバル連帯税が導入され、それに伴って次々と独自の財源と多様なステークホルダーによる意思決定を備えた超国家機関が創設されることになれば、現在の強国・強者主導のグローバル・ガヴァナンスは、全体として大きく変革を迫られることになるだろう（上村 2013a: 251; 2013b; 2015c: 173）。

このように、グローバル連帯税の実現は、単に地球規模課題の解決のための資金を創出するという次元を超えて、長期的にはグローバル・ガヴァナンスをより民主的で、透明で、アカウンタブルにしていく潜在性を秘めているということを付言して、本章の結びとしたい。

４．具体的な課税

第 1 章で見たとおり、国境を越える活動に課税し、グローバルな課題解決の財源とするグローバル連帯税にはさまざまな構想がある。ここでは、これらのグローバル連帯税の構想の中から、すでに実現しているもの、導入が予定されているもの、実際に政府や専門家委員会などが提案した構想を取り上げ、日本での導入を念頭に、詳細に検討していきたい。

具体的には、まずすでに実施されている航空券連帯税、続いて欧州で実施が予定されている金融取引税を詳しく検討する。最後に、その他の多様なグローバル連帯税について、要点の整理を行う。

（1）航空券連帯税

１）概要

航空券連帯税（Solidarity Levy on Air Tickets）は、数あるグローバル連帯税構想の中で成功裡に実施されている税制である。同税はフランスのジャック・シラク大統領が 2005 年に提唱し、翌年 7 月からフランスで導入された。その後、韓国やチリそしてアフリカ諸国など、現在 14 ヵ国で導入されている[11]。

同税は以下の特徴を有するため、グローバル連帯税としてもっとも導入が容易な税制である。

①徴税のためのコストかからない：航空券購入時に空港税に上乗せする方法で行う。

②航空会社に費用が生じない：納税するのは国際線を利用する乗客である（出国時のみ適用され、トランジット客には適用されない）。

③税制設計は各国で決めることができる：特に国際条約等が存在しないため、導入国が税率含めて設計できる。

日本で導入した場合の税収見込みは、2014 年（暦年）の国際線利用乗客数から、357 億円程度と予想される。うち、外国人乗客から 158 億円程度が見込まれる。

なお、同税の課税根拠として、国際線には消費税が課せられていないが（免税扱い）、これは税制の消費中立性を妨げており、したがって何らかの課税は妥当と言える（VIP：消費税負担原則）[12]。

２）資金の規模

課税は座席クラスごとの定額税とする[13]。日本でほぼフランス並みにエコノミークラスで 500 円、それ以外のクラスで 5000 円の定額税を課すとする。2014 年の国際線利用者は、出国日本人 1690 万人、訪日外国人 1341.4 万人の合計 3031.4 万人であるので[14]、これに

---

[11] 航空券連帯税導入国：フランス、韓国、チリ、モーリシャス、マダガスカル、コンゴ共和国、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ガボン、コートジボワール、モロッコ、ベナン、カメルーン（2015 年現在、日本外務省調べ）。

[12] 金子宏（2006）「人道支援の税制創設を」（『日本経済新聞』2006 年 8 月 3 日）。

[13] フランスは座席クラスごと（国際線：エコノミークラスで 4.51 ユーロ、それ以外のクラスで 45.07 ユーロ）、韓国は座席クラスに関係なく一律定額（1000 ウォン）の課税を行っている。

[14] これらの数字は、「国際観光振興機構（JNTO）統計データ」より

（http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/、2015 年 10 月 7 日閲覧）。

上記定額税を課すと、357 億円程度の税収となる（エコノミー座席 85%、それ以外座席 15%とした場合）。

日本は 2020 年オリンピック・パラリンピックまでに外国人旅行者 2000 万人を目標にしているが、昨年来過去最高という旅行客数が続いており、2020 年前までに実現する可能性が高い。もしこれが実現すれば、訪日外国人だけで 235 億円程度の税収が見込まれる。

３）資金の使途

資金の使途であるが、日本が「革新的開発資金に関するリーディング・グループ」の一員であることから、第一に UNITAID への拠出が期待される。ただし、その拠出額は各国の裁量に任されているので、どの程度の拠出が適当かは日本が主体的に決めることになる。ちなみに、第 3 章で見たとおり、韓国は徴収額の半額（約 5 億円）を UNITAID に拠出している。

たとえば、日本も韓国やチリのように税収の半分を UNITAID へ拠出し、残りの半分を国内の感染症対対策に使用するという選択肢が考えられる。この選択肢の背景は以下のとおりである。昨年から今年にかけてエボラ出血熱、デング熱、MERS（マーズ／中東呼吸器症候群）など熱帯性感染症が世界的に拡散・流行する事態になったが、その要因は航空網の発達によるヒト・モノの大量移動と無関係ではない。ひとたび感染症が国内で流行すれば、国の安全性が脅かされると同時に経済的打撃も相当規模に上ると思われる。これは今年 5～7 月にかけて MERS 発症にまき込まれた韓国の現状を見れば明らかである。

以上のことから、航空機利用者に国内外の感染症対策のコストを薄く負担してもらうことに対し、国民的理解を得ることは容易であると言える（WTP、広薄負担原則）。国内対策では、とりわけ外国人旅行客が飛躍的に増加している地方空港での防護体制や対策の整備・強化のための資金（専門家の育成を含む）として活用することが期待される[15]。

４）管理・分配方法（ガヴァナンス）

外務省のもとに「（仮称）地球規模課題ならびに感染症対策のための連帯基金」を設置し、基金の管理・運営ならびに使途決定は関係省庁や関係団体による委員会が取り行う。具体的には、外務省、財務省、厚労省、環境省、国交省、国際協力機構（JICA）、地方自治体、専門家、NGO となる。並行して、航空券連帯税と連帯基金のあり方全般については、関係するステークホルダーによる諮問グループを設置し、勧告を出せる仕組みを作る。関係者は、航空業界、観光業界、空港会社、地方自治体、NGO、専門家、学識経験者等によって構成されるという案が考えられる。

５）法律上での実行可能性

今日航空券への課税ならびに課徴金は、ほとんどの国で実施されており、法律上の問題は

[15] 現在国内ハブ空港を利用してアジア規模での（含む、日本国内）「防災・人道支援体制」構築の議論が行われている。この中には、当然感染症対策も含まれることになるが、その資金として一部航空券連帯税を充当するということも十分考えられる。さらに、アジア規模という観点から、航空券連帯税もアジア規模での実施ということも考えられる。支援体制構築とそのための資金作りの面で、日本がアジア各国に対して積極的にイニシャティブを発揮することが期待される。

特にない。国内的には、税収の目的、課税ベース、徴税方法、基金設置等々を法案化することになる。

次に租税原則の公平性、中立性、簡素性を考察する。

●公平性－どの航空会社の国際線を使っても乗客が出国時に納税する仕組みなので不公平は生じない。また、座席クラスでの徴税額の差異は、乗客の担税力を反映するもので、ここでも不公平は生じない（CPP、担税力原則）。

●中立性－これまで実施してきたフランスや韓国から、同税実施が航空需要や観光業に悪影響を及ぼしたとの報告は上がっていない。フランスではこの間欧州債務危機やギリシャ問題等があったにもかかわらず年間 8000 万人強の外国人観光客をコンスタントに受け入れてきている（同国の GDP に占める観光業の割合は約 7%でトップである）。

●簡素性－既存の航空券税や空港利用料金等に同税分を上乗せする形での徴収となるため、システムは簡素であり、したがってコストも最小限に抑えることができる。

６）技術上での実行可能性

同税回避のためのスキームはほぼ皆無と思われ、したがって出国者の捕捉は可能であり、徴税も可能である。また、すでに各国で実施しているように、一国での実施は十分可能である。

７）政治上での合意の可能性

今日グローバル連帯税に関する政治上の合意はすでに確立されていると言っても過言ではない。外務省は 2009 年度より今年度まで 7 年連続して「国際連帯税（国際貢献税）の新設」を要望してきている。また政府税制調査会は 2009 年より 2011 年まで国際連帯税を議論し、2012 年 8 月にはいわゆる「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が成立し、その第 7 条第 7 項において「国際連帯税についても検討を行う」ということが明確に規定された。

しかし、同税に関与してくる航空業界は依然として強く反対している。各航空会社は順調に利益を上げ、とりわけ昨今の中国・アジアからの利用客の飛躍的な増加は、今後とも持続すると見込まれる。したがって、航空業界が同税に反対する強い理由は見当たらない。むしろ航空業界は途上国や国内の感染症対策への社会的貢献として、航空券税実施について積極的に協力すべき立場にあると言えよう。

これらのことにより、同税実施の政治上の困難性はほぼ消えていると考えられるので、同税実施について政治的判断が待たれるのみと判断される。

８）その他（持続性、予測可能性）

革新的資金メカニズムの定義として、資金拠出の持続性と予測可能性があるか否かが問われるが、同税は極端な経済危機や燃料費の高騰がない限り、両方の特性を持ち合わせている。特にアジア規模での航空需要の高まりが見込まれている今日、その持続的成長への期待は高い。

同税が国際的に拡大しないことへの批判があるが、それは各国政府の政治判断によるものであって、航空券連帯税それ自体の性格によるものではない。実際、多くの国々が多種多

様な航空券税を実施している[16]。それは航空券購入時にそれに上乗せして徴税できるというシステムの簡易性と、何よりも航空機利用客（とくに国際線）には担税力があると判断されているからである。

（２）金融取引税

１）概要

欧州では EU11 ヵ国が金融取引税の導入を決定し、導入に向けて細部を詰めており、現時点では、2017 年に導入される見通しである。

EU の金融取引税は、有価証券取引に 0.1%、デリバティブ取引に 0.01%を課税するものであるが、融資や為替のスポット取引については課税対象から除かれている。また、発行地原則または居住地原則に基づいて金融機関に対して課税するものとなっている。したがって、EU11 ヵ国の域内で発行された有価証券については、域外の取引であっても課税対象となる。

日本における本税の導入には二つの選択肢が考えられる。一つは EU の金融取引税をほぼそのまま日本に導入するものであり、いま一つは日本独自の金融取引税を考案するものである。

日本独自案では、金融機関債務残高に課税するとともに、有価証券取引とデリバティブ取引の税率を揃えるものとなっている。前者については、リーマンショックなどの金融不安の大きな要因が過剰信用によって引き起こされたと考えられるためであり、それを抑制する効果を狙うとともに、米国のオバマ政権が同様の税制を検討していることに平仄を合わせたものである。金融機関債務に課税するので、金融取引税というよりは、債務税と呼ぶ方が適切かもしれない。後者については、有価証券取引もデリバティブ取引も法的構成は異なるものの、経済効果は同じであることから、税率を同一にしたものである。

<u>方向性（１）　一旦 EU11 ヵ国版金融取引税を導入した上で、拡大していく</u>

- 導入国である欧州 11 ヵ国と協調しながら、一旦 EU11 ヵ国金融取引税を導入する。ただし、レポ取引と国債は対象外とする。
- EU11 ヵ国金融取引税導入国と協定を結び、発行地原則による徴税について相互に協力しあう。
- 銀行負債残高に対する課税についても、EU に対して働きかける。

<u>方向性（２）　日本独自案（金融取引・債務税）を導入した上で、EU との対話を進める</u>

- 日本独自案を導入した上で、EU との対話を進める
- 株式、債券(レポは除く)、デリバティブ、外国為替については取引量の 0.01%、金融機関債務については残高の 0.1%に課税する。

これら二つの方向性の関係については、「段階的アプローチ」で臨むことが望ましい。すなわち、第一段階で、国際協調と実現可能性の観点から、近い将来欧州で実施が見込まれる

[16] 英国は空港旅客税、ドイツは空港輸送税、フランスは国際連帯税ほか、米国は国際通行税など。

EU11ヵ国金融取引税を日本も実施する。次に、この金融取引税に債務税を加えた日本独自の案を世界に提言し、国際協調を図りながら実施に移すことが望まれる。

２）資金の規模

方向性（１）については、株と債券については取引量が 15%減少し、デリバティブについては取引量が 75%減少すると仮定すると、年間 8000 億円程度の税収が見込まれる。この取引量減少の前提条件は、ドイツの研究所が EU 版金融取引税の税収を試算する際に設定した前提条件に合わせたものである。

方向性（２）については、取引量は 20%減少し、金融機関債務は 5%減少すると仮定すると、3 兆円程度の税収が見込まれる。なお、為替スポットを外した場合には 2.6 兆円、金融機関債務への税率を 0.05%にした場合には 1.8 兆円と見込まれる（表 8 参照）。

表 8：金融取引税の課税対象、税率、税収見込み

	課税対象と税率	課税の効果	税収見込み
方向性(1) EU に合わせる	有価証券取引の 0.1%(国債・レポ除く) デリバティブ取引の 0.01%	有価証券取引は 15%減少 デリバティブ取引は 75%減少	0.8 兆円
方向性(2) 日本独自案	金融取引の 0.01%(レポ除く) 金融機関債務残高の 0.1%	金融取引は 20%減少 金融機関債務残高は 5%減少	3.0 兆円
	金融取引の 0.01%(為替スポット・レポ除く) 金融機関債務残高の 0.1%		2.6 兆円
	金融取引の 0.01%(為替スポット・レポ除く) 金融機関債務残高の 0.05%		1.8 兆円

株式取引量	643 兆円	2014 年。日本取引所グループ統計月報。
債券取引量(現先除く)	3300 兆円	2014 年。日本証券業協会 HP。
債券取引量(国債・現先除く)	33 兆円	2014 年。日本証券業協会 HP。
デリバティブ取引量	2053 兆円	2013 年。外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ(日本銀行)。
外国為替取引量	11450 兆円	2013 年。外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ(日本銀行)。
外国為替取引量(スポット除く)	6652 兆円	2013 年。外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ(日本銀行)。
金融機関債務残高	1673 兆円	2014 年末。資金循環表(日本銀行)。
(参考)レポ取引量	18359 兆円	2013 年。国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ(日本証券業協会)

（出典：グローバル連帯税推進協議会事務局作成）

３）資金の使途

グローバル連帯税という建付からすれば、グローバルな課題の解決に使うのであれば、特に制約はないはずである。その意味では、グローバルな課題のうち、資金規模が大きく緊急性の高い、気候変動や貧困問題は有力な候補となる。

ただし、税のコンセプト自体新しいものであるし、徴税方法等も新しいものとなるため、納税者の納得性を高めるという観点から、目的税的なものとし、金融危機対策のための財源とすることも考えられる。

４）管理・分配方法（ガヴァナンス）

当面の間は国家が徴税権者とならざるをえないので、国家が徴税し、国家を通して分配することとなる（「部分的」グローバル連帯税）。ただし、EU11 ヵ国金融取引税の場合は、将来的に EU が税収（の一部）を実施国から徴税し、再分配することも考えられる。また、航空券連帯税の税収を管理している UNITAID が、金融取引税の受け皿となる可能性を示唆していることから、既存の国際機関、あるいは新たに創設された超国家機関が税収を管理する可能性も考えられる。その場合は、理事会における先進国―途上国理事のバランス、理事会がマルチ・ステークホルダーで構成されること、さらには第三者評価の確立が求められる。

５）実行可能性

金融取引が対象とする「マネー」は元々グローバルに移動しやすい性格を持っている。一部の国だけが金融取引税を導入しても、その国を回避した金融取引が増えることとなる。他のグローバル連帯税以上にハーモナイゼーションが重要であり、ハーモナイゼーションの得られない中での税の導入は難度が高いと考えられる。

特に金融の分野においては、タックス・ヘイブンなどのオフショア領域の比重が高まっているが、仮に米国（連邦政府）やイギリス（本国）も含めた主要国が一斉に導入したとしても、これまで以上にマネーがオフショア領域に潜っていく可能性がある。そのため、オフショア領域対策も含めて検討することが重要と考えられる。

また、ビットコインなどの仮想通貨も増えているが、これらの仮想通貨についても課税すべきだという考え方もありうる。ただし、ビットコインについては、国家の管理下になく、しかも、金融機関を通さない送金も多いことから、徴税の難度は高いと考えられる。

６）政治上での合意の可能性

国内合意の問題と国際合意（ハーモナイゼーション）の問題が存在する。国内合意については、政府及び政党が指導力を発揮して国民の支持が得られれば、十分可能である。業際問題というハードルも存在するが、調整可能な範囲にあると思われる。

国際合意のハードルは相当程度に高いと考えられる。国際金融を重要産業と位置づけ、規制緩和、低税率などを通して、国際金融機関の集積・育成を図ってきた国・地域が少なくないからである。したがって、EU、G20、OECD などと協力しながら、実現可能性を高めることが望まれるが、ここにこそ日本がグローバルなルール作りでリーダーシップをとる余地とチャンスがあると考えられる。

（３）その他の課税

航空券連帯税、金融取引税の他にも、多様な課税の方式が考えられる。第１章表１に示されるように、金融セクターではグローバル通貨取引税、タックス・ヘイブン利用税、国際交通では航空燃料税、国際バンカー油課税、多国籍企業に対する多国籍企業税、情報通信セクターではグローバル電子商取引連帯税、軍需産業では武器取引税、武器売上税、エネルギー産業では地球炭素税、天然資源税、プルトニウム生産税、富裕層に対するグローバル累進資産税、その他「CDM 課税」など、実に様々な提案がなされている[17]。

それらの実現には今後長い年数を要するかもしれないが、グローバル財源としての連帯税の必要性は高まっていくに違いない。その実現の順序は、間接税から直接税へ、数ヵ国から大多数の国へ、目的税から一般税源へという流れとなるであろう（諸富 2013: 264-265）。以下では、今後検討を加えていく必要があると思われる６種類の連帯税について概括する。

A. タックス・ヘイブン（オフショア領域）利用税

１）概要

金融の分野においては、タックス・ヘイブンなどのオフショア領域での取引が拡大しており、大きな課題となっている。タックス・ヘイブンのスキームを利用した課税逃れも大きな課題であるが、自己資本規制などの金融システム健全化のための規制の対象外であること、法人や口座の情報が乏しいことも大きな課題である。たとえば、リーマンショックの最大の原因のうちの一つは過剰信用であるが、自己資本規制の適用されないオフショア銀行が過剰信用の拡大に一役買ったことが考えられる。また、リーマンショックの際には、大手投資銀行が SIV（Super Investment Vehicle）というオフバランスの器を利用して、クレジット・デリバティブなどのリスクの高い取引を大量にしていたため、全体としてのリスク量の把握が困難となり、不安が不安を呼ぶという状態を引き起こした。もちろん、オフショアを通したマネーロンダリングも大きな課題である。

オフショア領域での取引は、それぞれの国家・地域の中においては、それぞれの主権の中においては合法的な取引であり、その問題解決には大きな困難を伴っていた。しかしながら、グローバル・タックスという新たな枠組みは、国境とは無関係にグローバルに一律に課税しようというものであり、オフショア領域の問題解決に一筋の可能性を与えるものである。もちろん、現時点においては、徴税権は国家に所属するものであるため、大きな制約の中でその可能性を探っていかなければならない。

オフショア領域といえども、その取引の対象とするのは、米ドルやユーロや円といった通貨であったり、米国やヨーロッパや日本で発行された有価証券である。最終的な決済は各国の中央銀行であったり、有価証券の管理機関であったりする。そこから辿って行くことで、オフショア領域での取引に課税することの可能性が見出せる。

２）実行可能性

具体的な課税の仕組みについては、資金決済、証券決済の実務担当者の知恵を借りて練り

[17] グローバル連帯税の各種の事例については、Cossart (2004: 112)、それを引用した金子（2009: 254）、上村（2009: 234）、また地球環境戦略研究機関編（2009）第 5 章など参照。

上げていくことが必要である。たとえば、資金決済の観点から考えた場合、オフショア領域のビーイクルが円建ての資金を持った場合には、オフショア領域の銀行に円預金を持つであろう。そのオフショア領域の銀行は日本国内の銀行とコルレス契約を交わし、その日本国内の銀行は日本銀行の口座を持つことになる。円の資金を持つ以上、キャッシュで持たない限り、必ず日本銀行とつながることとなる。

犯罪収益移転防止法の改正の際に定められた金融庁の監督指針においては、コルレス契約の締結時及び個別取引時における、審査や怪しい取引の報告義務が定められているが、同様の態勢整備を行うことによって、オフショア領域での資金決済に対して一定程度の課税が可能になると考えられる。

また、金融機関の日銀に対する準備預金については、口座属性（住所地など）によって異なる準備率の設定が法律で定められているが、オフショア領域とのコルレス契約を含む口座については準備率を設定することが可能である。日銀は毎年政府に対して日銀納付金を収めているが、この日銀納付金のうち、一定の計算式によって求められる金額をオフショア課税と認識して、グローバル連帯税の勘定に繰り入れることは可能と考えられる。

現時点においては、アイデアレベルを超えるものではないが、資金決済、証券決済の事務担当者の知恵を借りつつ、具体的な実績を積み上げることができれば、本格的なタックス・ヘイブン課税への足がかりとなる可能性がある。

３）税収と使途

税収は現時点では不明、使途は第 2 章で検討したとおり、SDGs、とりわけ貧困問題と気候変動問題が考えられる。

B. グローバル電子商取引連帯税

１）概要

インターネットの普及により、世界的に電子商取引の規模が拡大している。2014 年の日本国内の企業間電子商取引（広義）は 280 兆円、消費者向け電子商取引は 12.8 兆円に達した。消費者向けのうちデジタル分野（ゲーム・電子出版・音楽配信等）は 1.5 兆円程度だが、その伸びは急速である。一方、日本の消費者と米国・中国の事業者との間の国際電子商取引は 2000 億円となり、ますます増大する見通しである（経済産業省 2015）。

これまで日本では、国外の事業者が日本国内の消費者・事業者との間で行うデジタル分野の国際電子商取引に対しては消費税が導入されていなかった。2015 年 10 月より、国境を越える電子商取引に対しても消費税をかける政策が実施される。サービス提供者が国外事業者の場合、事業者向け取引についてはリバースチャージ方式（サービスの受け手に納税義務）、消費者向け取引については国外事業者が申告納税を行う方式が想定されている（財務省 2015）。

このような徴税方式を利用して、たとえば消費税額の 1%程度のグローバル電子商取引連帯税をかける方式が考えられる。この税は日本１国で実施できる。

２）税収と使途

税収は不明だが、SDGs、とりわけ貧困、気候変動問題の解決に充当する。

C. 武器取引税

１）概要

2013 年 4 月、国連総会で武器貿易条約（ATT）が採択され、2014 年 12 月に発効した。2015 年 6 月時点での加盟国数は 69 ヵ国である（榎本 2015: 219）。この条約によれば、通常兵器の輸出入等について締約国は年次報告書を提出することが規定されており、国際的な武器取引の情報が集約される意義をもつ。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の報告書によれば、2013 年の国際的武器取引額は 760 億ドルと推計されているが、実際ははるかに多いと考えられている（SIPRI 2015）。

武器取引の拡大は国際紛争の増加をもたらし、グローバル社会に負の影響を与える。ATT に基づき、武器取引に関する情報が収集され、それに基づいて取引税の課税が可能になるならば、税収をあげるとともに、武器移転にブレーキをかける効果をもたらすであろう。この税は世界の主要国が同時に実施することが望ましいが、日本１国でも実施可能である。

２）税収と使途

世界の武器貿易額を年間 760 億ドルと想定し、税率を 10%とすると、税収は世界全体で 76 億ドルとなる。使途としては、貧困問題、武器の破棄、平和構築、難民問題の解決に充当することが考えられる。

D. グローバル通貨取引税

１）概要

欧州金融取引税では直物の通貨取引は課税対象から除外されている一方、革新的開発資金に関するリーディング・グループの専門家委員会は 2010 年にグローバル通貨取引税の導入を提案した（Taskforce 2010）。本協議会の前身である国際連帯税推進協議会は同年 9 月の最終報告書に、提言の柱としてこの手法を盛り込んだ（国際連帯税推進協議会 2010）。世界の通貨取引市場が拡大を続けており、きわめて低率の課税であっても、相当の税収が見込めること、同時に投機的様相を深めるグローバル金融市場を規制し、金融危機を抑制する効果が見込めること、多通貨同時決済銀行（CLS: Continuous Linked Settlement）を通じて容易に課税が行えることが、この手法に着目した理由であった。

グローバル通貨取引税は、通貨取引１回ごとに課税するものであり、世界の主要通貨が同時決済される CLS 銀行の決済システムを通じて徴税する。税率は国際金融市場に歪みをもたらさないように、0.005%とする。

この税は日本１国で実施しても意味がなく、主要国の同時実施が必須要件である。

２）税収と使途

税収は、リーディング・グループ専門家委員会の試算によれば 250～350 億ドルである。貧困、気候変動問題の解決に充当する。

E. グローバル累進資産税

１）概要

世界的に評判になったトマ・ピケティ『21 世紀の資本』は、資本主義が貧富の格差を拡

大するシステムであることを実証し、資産保有による所得が勤労による所得を上回ることを明らかにした。格差拡大を是正するには資産への課税が必要であるとして、21 世紀にふさわしいグローバル累進資産税を提起している（Piketty 2014: 515-539、邦訳 2014: 539-566）。対象となる資産は金融資産のみならず不動産、事業資産なども含め、広く設定している。ピケティは、この税がすぐ実現しないとしても、これを基準にして他の提案を評価する参照点として使えると論じている。またこの税の目的は、格差の是正、金融危機の抑制であるとする。

すでに多くの国では固定資産税が実施され、一部のヨーロッパ諸国には総財産に対する累進税がある。そこで、地域レベル（たとえばヨーロッパ）から始めて、徐々に地域間協力を広げる方向が考えられる。この税の実現に向けて、資産に関する情報の透明性を確保していくことが必要であり、個人資産の銀行情報の自動交換システムなどを整備していくことが望まれる。

なお、税率は累進性をもたせ、超富裕層ほど高率とする。日本 1 国での実施も可能ではあるが、現実にはタックス・ヘイブンの情報開示を進めていくうえで多国間協力が不可欠であろう。

２）税収と使途

世界のタックス・ヘイブン（オフショア領域）に保有されている金融資産を 26 兆ドルと想定し（金子 2015: 95）、計算を簡単にするために累進税率でなく単一税率 1%を設定すると、2600 億ドルの税収となる。

ピケティは、ヨーロッパ規模の資産税として、資産 100 万～500 万ユーロの階層に 1%、500 万ユーロ以上の階層に 2%の税率をかけると、EU 加盟国全体で GDP の 2%、およそ 3000 億ユーロの税収が得られると見積もる（Piketty 2014: 528、邦訳 2014: 553-554）。これは現行の固定資産税などを含むものであるから、このなかから一定割合をグローバル連帯税として供出することになろう。

使途は世界の貧困問題の解決にあてることになる。

F. 多国籍企業税

１）概要

経済のグローバル化により、国境を越えて事業を展開する多国籍企業の数は急増し、企業規模はきわめて大きくなっている。ランドーグループのレポートによれば、1990 年に多国籍企業の親会社は 3 万 7000 社、子会社は 17 万 5000 社であったのが、2003 年にはそれぞれ 6 万 4000 社、87 万社に増加したとする（Landau Group 2004: 71）。現在はさらに増加しているであろう。UNCTAD によれば、世界の対外直接投資残高は、1990 年 2 兆ドル、2000 年 7 兆ドル、2013 年 26 兆ドルと飛躍的に伸びている（UNCTAD 2015）。

ランドーグループのレポートでは、多国籍企業の親会社の連結決算利益に一律課税する方法を提起している。その課税根拠は以下の 2 点である。第一に、多国籍企業はグローバリゼーションの進展とともに事業基盤を拡大し、世界的な規模で収益をあげ、企業の成長を図っている。それゆえ、グローバリゼーションの恩恵を最も受けている多国籍企業に対して、貧困、環境等のグローバルな課題の解決に向けて、「グローバル経済環境使用料」を徴収す

ることは妥当性をもつ（BPP、受益者負担原則）。第二に、多国籍企業は各国政府の租税切下げ競争を巧妙に利用し、巨額の課税回避を行っている。また、本来負担すべき課税について、グループ取引内の価格移転操作、タックス・ヘイブン等を使って「合法的」に逃れている。そのため、こうした課税回避策をとることができない一般の納税者との間で公平性を欠くことになっている。公平性を担保することに、多国籍企業税の課税根拠が認められる。

OECD の BEPS プロジェクトは、こうした多国籍企業の目に余る課税回避への対策を打ち出したものである。その実効性について疑問の声もないわけではないが、諸国家の税務当局の連携協力が画期的な意味をもつことは間違いない。多国籍企業税の実現には、国際租税機構のような超国家機関の設立が必要となるが、BEPS がそれに向けて一歩近づいたと評価できるかもしれない。

この税は１国単位での実施には無理があり、世界主要国の連携協力が必要とされる。

２）税収と使途

Jacques Cossart は、世界の多国籍企業 1000 社の利潤に 25%の課税を行うとして、2000 億ドルの税収を算出している（Cossart 2004: 112）。これは現行の各国ごとの法人税を含むものであるから、このなかから一定割合をグローバル連帯税に割り当てることになる。

使途としては、SDGs、とりわけ貧困、環境問題の解決のための財源とする。

５．実行可能性

ここまで議論してきたグローバル連帯税であるが、どの程度実行可能なのであろうか。本章では、まず、さまざまなグローバル連帯税の構想の実行可能性を改めて整理する。続いて、とりわけ金融関係を中心に、技術的実行可能性を吟味する。さらに、国際課税制度改革をめぐる国際的な議論の現状を紹介し、それがグローバル連帯税の実行可能性を間接的に高めるような方向へと向かっていることを指摘する。最後に、政治的実行（実現）可能性について、欧米や世界の動き、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP)、そして日本の動向を柱に検討を行う。

（1）各種課税の実行可能性

前章では、①航空券連帯税、②金融取引税、③その他の課税の３類型に分け、さまざまなグローバル連帯税構想の特性や可能性を網羅的に検討した。以下では、本章の導入として、各構想の「実行可能性」に関する論点を抽出し、次節以降の議論と関連づけながら整理する。

１）航空券連帯税

2006 年から複数諸国で実施されている税制で、徴税コストが低く、各導入国に制度設計の裁量権があるため、グローバル連帯税構想のなかでもっとも実行可能性が高い。日本においても、航空業界の反対は根強いが、これまで外務省が「国際連帯税（国際貢献税）の新設」を要望してきたことから、国内政治上の合意が醸成されてきたと言える。本報告では、日本における資金の使途や管理・分配（ガヴァナンス）の現実的かつ具体的な実現方法として、UNITAID への拠出や日本独自の基金の創設を提言した。その政治的実現可能性については、第４節にて国際社会および日本における政治的議論の経緯・現状を紹介するなかで詳しく論じる。

２）金融取引税

現在、EU の 11 ヵ国間での導入に向けて、詳細な制度設計が詰められている最中の税構想である。前章では、日本における実現に向けて、二つの可能性を提示した。一つは EU の制度を日本でも同様に導入すること、もう一つは日本独自の制度として導入することである。ただし金融取引税は、国境を越えて飛び交う「マネー」への課税となるため、租税回避を防ぎ、適切に徴税するための①制度設計上の工夫、②国家間のハーモナイゼーションが必要であるという、極めて重要な課題を抱えている。①については、次節「技術的実行可能性の高まり」で詳しく検討する。②については、国際合意のハードルは決して低くはないが、前章にて「段階的アプローチ」の可能性を指摘した。すなわち、まずは検討が進んでいる EU 諸国と連携し、追って日本独自の案も提言するようなかたちで段階的な導入を進めていくというシナリオである。租税回避問題への対策については、多国間協調にもとづくさまざまな取組みが開始されている現状を第３節で紹介する。また、2008 年の世界金融危機以降、金融取引税が国際社会で政治的争点となった経緯について、第４節で概観する。

３）その他の課税

いずれも構想段階で、実施に向けた具体的な協議はまだ進んでいない。ただし前章で論じたように、６つの構想 ― タックス・ヘイブン（オフショア領域）利用税／グローバル電子商取引連帯税／武器取引税／グローバル通貨取引税／グローバル累進資産税／多国籍企業税 ― は、それぞれ国際社会が直面している諸課題、とりわけ国際課税をめぐる喫緊の問題を念頭においている。つまり、それぞれ現実政治の議論と密接に関わる問題背景をもっているのである。第３節および第４節では、国際的な議論の展開を通じて、これら「その他の課税」に対しても「実行可能性」を高めるような土壌が醸成されつつあることを明らかにする。

（２）技術的実行可能性の高まり―金融関係を中心に

現在、実行可能性をめぐり重要な岐路にあると言えるのが、導入に向けた協議が進められている金融取引税である。この税構想の源流であるトービン税（通貨取引税）が 1970 年代に提唱されて以降、国際的な資本取引へ課税する際の実行可能性（feasibility）をめぐっては、大きく分けて二つの問題が指摘されてきた。一つは技術的実行可能性（technical feasibility）、もう一つは政治的実行可能性（political fiesibility）である（ul Haq et. al. 1996: 7-9）。後者は、国境を越えて飛び交う金融取引への課税にはグローバルな実施合意が求められるという、国家間のハーモナイゼーションの問題を意味している。この問題と現状については、次節以降で検討する。本節では、前者の問題―クロスボーダー取引に課税する際に、いかなる技術的障壁がありうるのか、それを克服することは可能かという問題―について検討する。

かつて、国境を越えて膨大な規模で売買されている金融取引を国家租税当局がすべて把握することはほぼ不可能であるため、金融取引税を実施することは現実的ではないと言われていた。つまり、仮にグローバルな導入合意があったとしても、徴税を適切に行うにあたっての技術的障壁があり、ひいては租税回避も起こりうるという批判があったのである。

それに対し、1990 年代後半頃から、為替契約の決済が集中的に行われる電子支払いシステムを活用すれば、クロスボーダー取引への課税に係る技術的問題を克服できるとする論考が出され始めた（Spahn 1995: 29; Schmidt 2000）。そのシステムとは、CLS 銀行である。CLS 銀行とは、銀行間の外国為替取引における多通貨決済を担うシステムで、1980 年代から構想され、1997 年に創設、2002 年に稼働開始した（折谷 2009: 802-803; 諸富 2015: 46-47）。本決済システムは、時差によって起こりうる決済リスク（いわゆる「ヘルシュタット・リスク」）を回避するための仕組みとして設立された。これをより多くの銀行が活用すれば、クロスボーダー取引の決済が単一のシステムによって行われるようになる。すなわち、国境を越える金融取引の徴税にかかる技術的問題を克服するような、取引の情報を集中的・一元的に管理するシステムが誕生したのである。

設立から約 20 年を経て、CLS 銀行の業務はますます拡大し、「共通の決済プロセスや、それを可能にする技術的プラットフォーム」が構築されるに至った。高度なシステム構築とその国際標準化を支えたのは、この間飛躍的に発展してきた情報コミュニケーション技術である。とりわけ、国際銀行間通信協会（SWIFT: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）による金融通信メッセージ・サービスは、外国為替決済業務の標準化を支えてきた。SWIFT とは、決済請求から決済確定まで円滑に完結する目的の

もと、取引内容の情報伝達機能を提供する標準化団体で、1973 年に設立された。今日、212 の国・地域の金融機関を対象とする世界的なプラットフォームとして確立されている（諸富 2015: 46-49）。

諸富徹は、CLS 銀行、あるいは SWIFT のメッセージ処理機構を活用し、いずれかの決済プロセスを徴税ポイントとすれば、金融取引税の徴収は技術的に可能だと論じる。さらには、SWIFT あるいは CLS 銀行が実際の徴税を「代行」することを義務づければ、課税当局に代わる徴税方法が実現されるという。ただし「代行」には一定の問題が生じる。金融取引税は決済サービスやメッセージ・サービスに対する課税ではないためである。この問題を回避するために、諸富は、いずれかの機関がもつ取引情報を課税当局に提供するという方法を提案している。そうすれば「SWIFT もしくは CLS 銀行に徴収業務を負わせることなく、しかも取引や決済に直接的に介入することもなく、金融取引税を徴収すること」ができるようになる。いずれにせよ、これら技術・インフラを活用すれば、「金融取引税を実行する上でこれまで存在した技術的障害を取り除くことは容易」であり、したがって金融取引税は、かなりの程度高い技術的実行可能性をもっていると言える（諸富 2015: 50-51）。

しかしながら、金融取引税の実施に向け検討が進む EU において、これら決済・情報システムを活用するかどうかはまだ決定されていない。2013 年 2 月に公開された実施法案において、具体的な徴税方法については追って欧州委員会が「統一的手法」を提案することになっている（European Commission 2013: Art. 11(5)）。実施を表明している EU11 ヵ国間の協議においても、目下、課税原則や課税対象の範囲、税率については密に議論されてきたが、技術的な徴税方法についてはほとんど議論されていないようである。

ただし留意すべきは、決済システムや情報伝達技術の標準化という土台が確立したからこそ、「EU が金融取引税の導入を検討することが可能になった」ことであろう（諸富 2015: 51）。1990 年代にすでに指摘されていた技術的実行可能性の高さは、今日、もはや理論上の可能性にとどまらない。今後の EU の動向が注目される所以はここにある。

（3）国際課税システムの改革

グローバル連帯税を実施する上で、大きな問題の一つは、その「漏れを防ぐ」ことである。国境を越えて課税をしようにも、その税が漏れていく穴が開いたままでは、グローバルな課税の実効性が掘り崩され、その実行可能性も著しく低いままとなってしまう。その穴の最たる例は、間違いなく「タックス・ヘイブン」であろう。本報告ではすでにタックス・ヘイブンへの課税を検討したので、本節では、より根本的な「漏れを防ぐ」ための取組みとして、国際社会が国際租税制度をいかに改革しようと議論を進めているのかを論じ、全般的なグローバル連帯税の実行可能性を探る。タックス・ヘイブン問題に関する国際的な議論、取組みには一定の歴史の積み重ねがあるが、紙面の都合上、そのすべてを概観することはできない。そこで、以下では最新の議論を概観することにとどめ、適宜その背景として歴史的な経緯についても触れることとする。

民間税制調査会（民間税調）の第 7 回シンポジウム（2015 年 8 月 23 日開催）にて、同調査会メンバーの志賀櫻は、基調報告「国際課税」にて、「国際租税の世界においては、一大地殻変動とも言うべき大変革が進行中である」として、三つの最新動向、①BEPS（「税

源浸食と利益移転」）、②自動的情報交換、③税務行政執行共助条約、を取り上げている。以下、志賀の報告を中心に参照しながら、それぞれの取組みを見ていこう。

１）BEPS「税源侵食と利益移転」

BEPS とは “Base Erosion and Profit Shifting” の略で、「税源浸食と利益移転」を意味する。その名の通り、タックス・ヘイブンなどの活用を通じた多国籍企業の租税回避行動によって各国の税源が失われ、国外に利益が移転してしまう問題を防止しようとするプロジェクトである。これを発案したのは、OECD（経済協力開発機構）の租税委員会（現議長：浅川雅嗣財務省財務官）であった。OECD は、1998 年の「有害な税の競争」報告をはじめとし、国家間租税競争やタックス・ヘイブン問題に関する議論の場を提供し、モデル租税条約の策定など国際的なスタンダードの制定を主導してきた。しかし、各国のタックス・ヘイブン税制や二国間租税条約、タックス・ヘイブン・リストの公表など、それまでのアプローチでは完全に「漏れを防ぐ」ことに限界を抱えていた。また、2008 年のリーマンショックを契機とする世界金融危機により、各国の財政状況が悪化し、より公平・公正な税制の策定を求める声が高まりを見せた。こうした背景をもとに、BEPS プロジェクトは立ち上げられた（浅川 2013; 志賀 2015）。

BEPS プロジェクトは、租税回避問題に対する諸国間協調の策定を企図するものとして、2012 年以降の G8/G7、G20 サミットでお墨付きを受けた。そして、2013 年 9 月にサンクトペテルスブルクで開催された G20 サミットにて「BEPS 行動計画（表 9）」が提出され、15 項目にわたる行動計画と、各項目に関する提言をまとめる期限が公表された。このうち「電子商取引課税」（行動 1）など 7 項目については、すでに 2014 年 9 月に提言が公表されている。また 2015 年 10 月には、15 項目の行動計画を含む BEPS 最終報告書が公表され、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された

志賀は、BEPS について「今後の国際租税制度の行く末を占う作業であろう」と評価しつつも、「これまでの諸問題の単なる棚卸しに過ぎないのでないか」、またこれら行動計画によって、さまざまなスキームで巧妙に行われている租税回避行動に対抗することが果たしてできるのか、という問題を指摘している（志賀 2015）。それでもなお、より積極的な国家間協調を通じて国際社会が「漏れを防ぐ」ために行動しようとする動きは、まちがいなく画期的な取組みである。実際、BEPS 行動計画の公表に際し、麻生財務大臣も「国際課税に関する国際的な協力の歴史において転機となる画期的な成果であり、日本はこれを強く支持する」と高く評価している（財務省 2013）。

２）自動的情報交換

志賀によれば、近年の「国際租税制度の重要な進展は、グローバル・フォーラムで進められている自動的情報交換」に見られるという（志賀 2015）。自動的情報交換（Automatic Exchange of Information: AEOI）とは、複雑かつ巧妙なスキームを通じて行われる租税回避行動に対抗するために、各国間の租税当局が納税者の国際取引などの情報を交換する取組みの一つである。厳密に言えば、税務当局間の情報交換は、要請に基づくもの、自発的なもの、自動的なものの三つに分けられる。「グローバル・フォーラム」、正式名称「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」とは、税の情報交換に関する協議を行う

ための、100 以上の国および地域が参加する世界的なネットワークである。2008 年のリーマンショック、世界金融危機を契機に、G20 サミットにて不透明な資金の流れが問題視さ

表 9: OECD 租税委員会 BEPS 行動計画

行動１	電子商取引課税
行動２	ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認
行動３	外国子会社合算税制の強化
行動４	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限
行動５	有害税制への対抗
行動６	租税条約濫用の防止
行動７	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止
行動８	移転価格税制（①無形資産）
行動９	移転価格税制（②リスクと資本）
行動 10	移転価格税制（③他の租税回避の可能性が高い取引）
行動 11	BEPS の規模や経済的効果の指標を政府から OECD に集約し、分析する方法を策定する
行動 12	タックス・プランニングの報告義務
行動 13	移転価格関連の文書化の再検討
行動 14	相互協議の効果的実施
行動 15	多国間協定の開発

（出典：浅川 2013; 志賀 2015 ）

れるようになったことで、情報交換に関するより積極的な役割を任されるようになった。

グローバル・フォーラムの取組みが加速したきっかけは、アメリカの「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA：Foreign Account Tax Compliance Act）」の制定にあった。「米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する」目的のもと、アメリカの租税当局である IRS（内国歳入庁）が、諸外国の金融機関と契約にもとづき自国民のもつ外国口座の情報を提供させることを規定する国内法である。2010 年 3 月に成立し、2013 年 1 月から施行されている。日本も、2013 年 6 月に日米当局間声明を公表し、同法に対応している（財務省 2014）。

この FATCA をより包括的な多国間の枠組みとして新たに構築するために、2014 年、OECD は税務当局間の「共通報告基準（Common Reporting Standard）」を発表し、これにもとづく自動的情報交換のための当局間の合意文書への署名が始まった。その結果、合計 94 の国・地域がこの多国間枠組みへ参加することとなり、2017 年 9 月までに 56 国・地域、さらに 2018 年 9 月までに 38 国・地域にて最初の自動情報交換を開始することになっている。なお、日本は後者の開始時期グループに属している。なお、財務省は「共通報告基準の導入の意義」として、以下３項目をあげている（財務省 2014）。

１．日本の居住者が、外国の金融機関を通じて保有する金融資産の情報が、外国の税務当局から日本に毎年自動的に提供される。

2．外国の金融機関の口座を利用した脱税・租税回避を抑止し、全ての納税者による申告納税義務の遵守を促し、税負担の公平性を実現する。
3．国内の金融機関が国際基準を遵守しつつ税務当局間の自動的情報交換が行われることにより、金融市場に対する国際的信頼度の維持に資する。

志賀は、この自動的情報交換のポイントは、「各国の権限ある当局間の協定であり、外交当局を通さずに直接情報交換が出来ること」だと指摘する（志賀 2015）。ただし、問題がないわけではない。というのも、多国間枠組みにはいわゆるタックス・ヘイブンの国・地域が複数参加しているが、それら当局が「いくら自動的情報交換に応じることを約束しても、肝心の当局に情報を収集する意欲がなければ、体制をいくら整備しても実効性を伴わない」ためである。こうした課題については、2017-8 年から始まる実際の運用を経て対処していかなければならないだろう。しかし、BEPS とは異なり、具体的な多国間枠組みがすでに構築され、実行に移されようとしている点で、「漏れを防ぐ」ための実質的な取組みは、自動的情報交換の実施を中心に今後ますます加速していくことが期待される。

3）税務行政執行共助条約

自動的情報交換の国際的な取組みに先立ち、もう一つの多国間の枠組みにもとづく重要な取組みがすでに開始されている。税務行政執行共助条約（Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters）である。これは、締約国間で情報交換、徴収共助、送達共助を実施し、国際的な脱税と租税回避行為に対処していくことを定めた多国間条約である。もともとは 1988 年欧州評議会および OECD の加盟国に開放され 1995 年に発効した条約であったが、2010 年以降、その他の国も締結可能となった。現在の署名国・地域は 80 を超えており、日本は 2011 年 11 月に署名し、2013 年 10 月から発効している。

同条約は、BEPS 行動計画の「多国間協定の開発」（行動 15）でも高く評価されているとおり、多国間条約を通じて国際社会の共通ルールを策定しようという BEPS プロジェクトの目的に沿った取組みとなっている。今後、本条約の運用を通じたさらなる問題解決や制度発展が見込まれる（志賀 2015）。

以上、国際課税をめぐる国際的な議論の現状から、さまざまなアプローチを通じて「漏れを防ぐ」ための枠組み構築に向け、国際社会で強力な取組みが進めてられていることが明らかになった。すべての取組みにわたって重視されているのは、多国間協調である。各国や二国間での伝統的な国際租税制度では「漏れを防ぐ」ことに限界があった。それに対し、新たな解決枠組みを多国間で協調し策定していこうという、国際社会の強い意志があることがわかる。そして日本も、その国際的な枠組みづくりの一員として、いずれの取組みにも積極的に参画しているのである。

これら「漏れを防ぐ」ための国際的な取組みの前進は、グローバル連帯税の議論を下支えする役割を担っていくと言えるだろう。たとえば、自動的情報交換などを通じて複雑で不透明なグローバルな金融取引への徴税が可能となれば、金融取引税を通じたグローバル連帯税の実行可能性は格段に高まる。また、課税逃れが想定されるためにグローバル連帯税全般の実効性がないという批判は棄却される。もちろん、すでに述べたように、当局間協調がう

まくいき完全に「漏れを防ぐ」ことが可能となるという保証はない。しかし、そうした取組みの重要性がすでに国際社会で十分認知され、実行に移され始めているという大きなうねりが、グローバル連帯税を実行していくうえでの「礎」となることに疑いの余地はない。

最後に、「漏れを防ぐ」ための議論とグローバル連帯税の議論は、より大きな文脈において同じ問題関心のなかに位置付けられることを指摘しておきたい。租税回避行動が国際社会で争点化した背景には、アップルやスターバックスといった著名な多国籍企業の租税回避の発覚といった個別的なスキャンダルがあった一方で、世界的な金融危機をきっかけとしたグローバル経済・金融に関する広範な問題認識の高まりがあった。とくに、危機後に緊縮財政を強いられた諸国では、不透明な資金の流れを正し、税負担から逃れている多国籍企業が社会に公正に貢献するよう求められた。グローバル連帯税も、金融危機後にギャンブル経済を制御し公正で責任ある税制を実現するという問題認識のもと議論されている。つまり、「漏れを防ぐ」取組みとグローバル連帯税の構想は、いずれもグローバル化の負の側面に対処するための新たな税制を模索するものと言える。この点において、「漏れを防ぐ」ための取組みが国際社会で大きく前進しているという潮流は、グローバル連帯税の実行にむけた「礎」が構築されつつあることのみならず、グローバル連帯税を含めた、より公正で責任あるグローバル化時代の税制―グローバル・タックス―がますます求められているという、国際社会が取組むべき大きな課題を指し示しているのである。

（4）政治的実行可能性

技術的実行可能性が明らかになったところで、次に鍵となるのが、グローバル連帯税は政治的に実行（実現）可能かという点である。これに関し、以下欧米・世界の動向、COP の動向、そして日本の動向を検討する。

１）欧米・世界の動向

①革新的資金メカニズムと金融取引税、G20 サミットでの議論

これまで世界的に金融危機が起きるたびに通貨取引税や金融取引税導入の声が高まってきた。1997 年のアジア通貨危機時には投機マネーを抑制するためのトービン税（通貨取引税）を求める運動が欧州中心にまき起こった。これを背景にフランス（2002 年）とベルギー（2004 年）が通貨取引税導入を国会で可決したが、どちらも全欧州での導入が前提となるため、実施に至らなかった。

一方、これとは別に MDGs を達成するための資金源として、革新的資金メカニズムの一環である航空券連帯税や通貨取引税（または金融取引税）が議論されてきた。この議論をけん引してきたのが「革新的開発資金に関するリーディング・グループ」（常設事務局：フランス）である。航空券連帯税については航空業界などの反対がありつつも、強い政治主導によって、2006 年よりフランスやチリ、韓国、そしてアフリカ諸国が相次いで導入した。

2008 年 9 月リーマンショックを契機に未曾有の世界金融危機が起こり、米欧の主要国は金融セクターへ膨大な公的資金を注入せざるを得なかった（欧州で 4.6 兆ユーロにも上る）。このことに対し、国民からの強い批判の声が上がり、欧州の主な政治指導者もコスト負担と投機規制の両面から金融取引税を主張するようになった。

この金融セクターへの課税問題が、同年組織された G20 金融サミットで政治的な課題となり、2009 年 9 月の G20 ピッツバーグ・サミットにおいて、IMF が次回会合までに金融危機のコストを金融機関に負担させる方法について報告書を作成することになった。これは事前にドイツとフランスが「国際金融取引税によるコスト負担」を主張していたためであった。

IMF の報告書は、2010 年 6 月の G20 トロント・サミットに提出された（International Monetary Fund 2010)。しかし、金融取引税（FTT）には消極的で、金融安定負担金（FSC：Financial Stability Contribution）と金融活動税（FAT: Financial Activities Tax）を推奨する、というものであった。これを受けたサミットでは、金融機関への課税そのものにも異論が出され、結局、何も決定することができなかった。

FTT 推進派であったドイツやフランス等欧州諸国は、G20 レベルの導入を展望しつつも、まず EU 全体での導入をめざし議論を進め、それが 2011 年 9 月の欧州委員会による金融取引税に関する指令案として結実した。

同年 11 月の G20 カンヌ・サミットでは、議長国のフランスが（主に開発や気候変動のための資金源として）FTT に向けてイニシャアティブを発揮し、ビル・ゲイツによる開発に関する報告も行われた、しかし、地球規模課題に関して新しい資金源の必要性を確認したものの、金融機関の負担を懸念したアメリカ、イギリス、カナダなどが反対したこともあり、FTT に関して共通認識を得るには至らなかった。

一方、EU 全体への FTT 導入案は、その後イギリスやスウェーデン等の反対があり、全体での導入が困難なことが判明した。そこでドイツやフランス等の推進派は「強化された協力」という手続きを進め、2013 年 2 月欧州委員会は EU11 ヵ国による FTT に関する（新）指令案を提案した。この提案は欧州理事会や欧州議会でも承認され、2014 年 1 月からの導入を目指すことになった。しかし、課税対象や税率、徴税方法等をめぐり制度の細部を詰めきれずに時間が経過した。その間、ギリシャ危機などがあり FTT 実現に向けた議論のプロセスは大幅に遅れたが、2017 年の実施に向けて作業は進められている。

ところで、金融取引税に反対しているイギリスだが、2011 年 1 月より銀行税（Bank Levy）を導入した。これは金融機関のバランスシート（資産と負債）に対する課税で税率は 0.156%というものである（英国はまた株取引に関わる印紙税を課しているが、その税率は 0.5%と高率である）。米国オバマ政権も今年の一般教書で金融機関に債務残高に 0.07%をかけた定率の「手数料」を課す案を提案している。このように FTT に反対している両国も、金融機関への課税という点では軌を一にした行動をとっている。また、その目的も金融機関の公正なコスト負担や過剰信用の防止という点でも同じである。問題は、税収を地球規模課題にも充当するか否か（EU11 ヵ国も直接地球規模課題への使用は現時点では謳っていない）、過剰信用・金融投機抑制の効率性に FTT とそれ以外の税のどちらが優れているか否か、という点である。

以上、G20 サミットレベルと欧州レベルでの FTT に関する政治的流れを見てきたが、その導入が可能になるかどうかはいちに政治的決断にかかっている。その端的な例が、航空券連帯税の導入である。確かに同税は技術的にもコスト的にも導入が容易である。しかし、航空業界をはじめ反対の声は強く、これを跳ねのけたのは政治主導による政策決定にあった（もちろん、前提として国民的な支持も必要であるが）。一方、金融機関に対する課税は、

①金融セクターの公正なコスト負担、②短期資金による投機資金の抑制、③地球規模課題への貢献という観点から、主要金融センターでの同一内容での課税（グローバル連帯税）が望ましい。その意味で、FTT は最も推進されるべき税であると考えられる。

②ポスト 2015 開発アジェンダをめぐる資金創出の議論

これまで述べてきたように、2015 年は MDGs 達成期限の最終年であり、国連は 2015 年 1 月よりポスト 2015 開発アジェンダの策定に向け加盟国間の交渉を行ってきた。このアジェンダは、同年 9 月に持続可能な開発目標（SDGs）として結実したが、SDGs 達成のための資金創出が大きな課題であった。時間を遡るが、この資金問題を議論するために同年 7 月に第 3 回国際開発資金会議がアジスアベバで開催された。

この資金会議での特徴を一言でいうと、公的資金の役割の後退である。ODA はもとより革新的資金メカニズムについても有意な提言を見ることができなかった。特に後者について、成果文書づくりのたたき台や草案において（2014 年 8 月 15 日報告、2015 年 3 月 16 日ゼロドラフトなど）、航空券連帯税や金融取引税、炭素税などのグローバル連帯税が提案されていた。しかし、これに対し米国や G77 などが反対した結果、革新的資金メカニズム規定は、グローバル連帯税ではない金融市場の利用などの規定となった。

しかしながら、今後 SDGs のプログラムやプロジェクト、評価などが進んでいく中で、公的な資金創出の面において ODA だけでは限界があることのみならず、民間資金の問題点も明らかになっていくことが予想される。その時、グローバル連帯税方式による革新的資金メカニズムが再びクローズアップされ、その必要性がますます明白になっていくことが十分予想される。したがって、今のタイミングで、日本がグローバル連帯税に関するグローバルなルール作りを先導することは日本にとっても、世界にとっても有益なことなのである。

２）COP の動向[18]

気候変動の分野でも巨額の気候資金に鑑み、グローバル連帯税の重要性は認識されてきた。2007 年に国連気候変動枠組条約下での長期的協力の行動のための特別作業部会が設置され、ここではスイス政府による地球炭素税が提案された。その他にも、マダガスカルやコスタリカが国際通貨取引税を、ツバルが国際運輸税を、ツバルを代表国とする発展途上国グループが国際航空適応税をUNFCCCの場で提案している（地球環境戦略研究機関編 2009: 164; 169-173; 174-176; 上村 2015: 25）。

先進国からも、ノルウェー・デンマークが国際海上運輸（国際バンカー油）税を提案しているのみならず（地球環境戦略研究機関編 2009: 182-186）、上述のとおり、国連事務総長の下に気候資金に関するハイレベル諮問グループが創設され、気候変動分野においてもグローバル連帯税の議論が進展するかに見えた。

しかし、現在のところ、国連気候変動枠組条約締約国会議でのグローバル連帯税の議論は低調である。その理由は、一方で途上国は、あくまでもODAを中心とする公的資金の増額を先進国に要求することを基調としており、グローバル連帯税を容認することでこの姿勢を変えたと思われたくないという事情があり、他方、先進国も資金源の捻出のためには民間

[18] 本項は、上村（2015b）をベースに執筆されている。

資金を活用するとともに、資金供給能力を有する新興国も資金拠出すべきというスタンスを堅持しているからである（上村 2015b: 25）。

今後のポイントとしては、2015 年 11 月末から 12 月にかけて開催される 2020 年以降の気候変動に関する新たな枠組を決める COP21（パリ会議）である。この会議の議長国であると同時に、リーディング・グループのリーダーであり、革新的資金を提言し続けてきたフランスがどのような采配をするかに、気候資金分野におけるグローバル連帯税の今後がかかっている部分が大きいように思われる（上村 2015b: 25）。

2020 年以降の枠組を決定する COP21 を目前にして、気候変動に対して脆弱な国々が V20 を結成し、気候資金を創出するために金融取引税を支持するとの声明を発表するなど、ここにきて新しい動きも表面化している[19]。日本は、世界第 5 位の温室効果排出国であるばかりでなく、革新的開発資金に関するリーディング・グループの加盟国でもあることから、気候資金をグローバル連帯税で賄うことについて、積極的な提言を行うべき立場にあり、その意味で、COP21 の議長国であるフランスや V20 とさらなる連携を図り、この分野でもグローバルなルール作りを先導することが切に望まれる。

３）日本の動向

日本におけるグローバル連帯税の議論は、2008年2月超党派の「国際連帯税創設を求める議員連盟」が結成されてから活発となった。この動きを背景に外務省は2009年より（2010年度）税制改正要望として国際連帯税の新設を要望するようになった。また政府税制調査会も2009年より動きはじめ、特に日本政府が革新的資金調達に関するリーディング・グループの議長国を務めた2010年には同調査会の専門家委員会の下に「国際課税小委員会」が組織され、国際連帯税について熱心に議論された。同年11月にまとめられた専門家委員会の「国際課税に関する論点整理」は航空券連帯税導入に前向きであり[20]、あとは政治的決断のみという状況であった（第一次寺島委員会による提言も一定の影響をもたらしたと考えられる）。しかし、決断はなされず2011年度税制改正大綱では「（国際連帯税につき）真摯に検討を行う」という結果となった。

2012年の通常国会では消費税率の引上げをメインにした「社会保障・税一体改革法」案が議論され、それが同年8月10日に成立した。その中の、「第７条　税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について」の七項で「国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること」と謳われることになった。しかし、当時の野田政権、ならびにその後の第一次・第二次安倍政権も「検討」のイニシャティブを取らないまま、今日まで時間が経過している（2013年度税制改正大綱以降、国際連帯税の記述も盛り込まれないままである）。

グローバル連帯税の導入はおろか、検討すらされない最大の理由は、（政権側も税制調査会側も）一様に「消費税率引上げの帰趨が定まらないなかでの他の課税の議論はまかりならない」というものであろう。しかし、消費税と国際貢献のための課税はまったく別問題であり、また後者については国民世論の賛同の可能性が十分あることからしても、政権側の怠慢

---

19 “Vulnerable nations unite under V20 banner to step up calls for climate finance”, *business Green: The Road to Paris 2015*, http://www.businessgreen.com/bg/news/2429807/vulnerable-nations-unite-under-v20-banner-to-step-up-calls-for-climate-finance, last visited on 10 October 2015.

20 税制調査委員会（2010）。

によるものと言わざるを得ない。

これまで述べてきたとおり、グローバル連帯税の中で、とりわけ航空券連帯税については政権側による政治的決断があれば、フランスや韓国の事例を見るまでもなく導入することは可能であり、あとはその決断を下せるかどうかというレベルの問題なのである。

おわりに：提言

21 世紀の世界には、国境を越える活動の拡大によって、国民国家単位の社会を超えたグローバル社会が形成されつつある。そこには一国単位では対処しきれないグローバルな課題が出現しており、グローバルなガヴァナンス、新たな共通ルール、財源としてのグローバル連帯税が求められている。グローバル社会には光と影の両面が生じており、グローバル化の恩恵を受ける人々は、グローバル化のコスト（負の側面）に対する責任を共有し、負担を分担していくことが、このグローバル化の時代に求められている。

グローバル社会の成立によって、人々は地域社会・国家社会・グローバル社会という三層の社会に生きることになった。これに対応して、地方税・国税・グローバル税という三層の租税構造の形成を構想しなければならない。かつてアメリカの最高裁判事オリバー・ホームズは、「税金は、文明社会への対価である」と述べたという。それにならうとすれば、「グローバル連帯税は、グローバル社会への対価である」と言えるだろう。

2010 年 9 月、当時の国際連帯税推進協議会は、「環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして―地球規模課題に対する新しい政策提言―」を作成し、日本政府に向けて１３項目の提言を行った。その成果として、2012 年 8 月に成立した「社会保障・税一体改革法案」のなかに、国際連帯税の検討が課題として書き込まれた。

その後、日本では国際連帯税の検討がほとんど進展しない一方、欧州における金融取引税導入の動き、OECD を中心とする国際課税問題への取組み（BEPS プロジェクト、自動的情報交換、税務行政執行共助条約等）、頻発する感染症の脅威の高まり、2015 年の国連 SDGs 策定、COP21 開催など、あらためてグローバル連帯税への取組みを強化しなければならない状況が生まれてきている。

そのような状況をふまえ、私たちは日本政府に向けて以下の提言を行う。

Ⅰ　グローバル連帯税への段階的アプローチ

2012 年 8 月成立の「社会保障・税一体改革法案」の趣旨をふまえ、地球規模課題の解決に向けて、グローバル連帯税（国際連帯税）の具体化に早急に取り組むべきである。

その際、日本一国で直ちに実施可能な方策（航空券連帯税）と、国際的合意に基づき将来実施すべき方策（金融取引税など）とを区別し、段階的に取り組んでいくことを求める。

Ⅱ　日本一国で実施できる連帯税

１．航空券連帯税の導入

日本発の国際線の航空券に少額（エコノミークラス 500 円、ビジネス・ファーストクラス 5000 円）の課税を行い、税収を感染症対策に投入すべきである。熱帯性感等の染症が日本等で発症するのは、近年のグローバル化の象徴とも言える航空網の発達によるヒト・モノの移動が急速に増大した結果であり、またひとたび感染症が拡大すれば経済的・社会的打撃は相当規模に上ることから万全な対策が望まれる。そのための対策費用はいわばグローバル化による負のコストとも言えるものであり、その一部は航空機利用者の責任として広く薄く負担すべきである。

２．航空券連帯税の使途

グローバル連帯税の一環としての航空券連帯税で得られた財源は、国際機関 UNITAID を通じて途上国の医療・保健分野に使用すべきである。ただし、韓国での MERS 問題、さらにその前の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行拡大などを顧みると、国内での対策、特に地方空港での感染症防護対策（専門家の育成を含む）に使用することも十分考えられる。

Ⅲ　国際的合意に基づく連帯税

１．金融取引税の導入

欧州における金融取引税の導入に合わせ、国際協調と実現可能性の観点から、日本においても広範な金融商品の取引に対して、きわめて低い税率による金融取引税を導入すべきである。

課税対象とする金融商品は欧州で導入されるものと基本的に同一とし、整合性をはかる。ただし、レポ取引と国債は対象外とする。税率は、証券取引には 0.1%、デリバティブ取引には 0.01%とする。

２．金融取引税における欧州との連携

日本において金融取引税を導入する場合、欧州の導入国との間で協定を結び、発行地原則による徴税について相互に協力しあう。さらに次の段階として、株式・債券・デリバティブ・外国為替取引への一律課税（税率 0.01%）、金融機関債務残高への課税（税率 0.1%）という日本独自案を国際社会に提起し、その実現を目指すべきである。

３．金融取引税による税収の使途とガヴァナンス

税収は基本的にベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN：人間の生存のための基本的諸要件）を中心とする SDGs の達成、気候変動への対応などの地球規模課題に充当する。志を同じくする諸国と連携し、税収を管理する国際機関（グローバル連帯基金）を設立する。そのガヴァナンスは、先進国―途上国のバランスを考慮したマルチ・ステークホルダーで構成される意思決定機構を持ち、透明で、民主的で、説明責任を果たすものとする。

４．その他のグローバル連帯税の検討

以下のような手法について実現の可能性を探り、欧州をはじめとする関心をもつ諸国と連携し、可能なものから実施に移すべきである。

（１）タックス・ヘイブン利用税

タックス・ヘイブン居住者との間でコルレス契約を交わした金融機関に対して、コルレス勘定残高に課税する（金融資産税）、またはコルレス契約に基づく資金決済に課税する（金融取引税）。

（２）グローバル電子商取引連帯税

電子商取引にかかる消費税にごく少額を上乗せして課税する。

（３）武器取引税

国連武器貿易条約の発効を手がかりに、武器取引に課税する。

（４）グローバル通貨取引税

CLS 銀行の決済システムを利用して、通貨取引に 0.005%課税する。

（５）グローバル累進資産課税

巨額の資産を保有する世界的な富豪に累進資産税をかける。

（６）多国籍企業税

OECD の BEPS プロジェクトをさらに推し進め、多国籍企業の利潤に対してグローバルな規模で法人税をかける。

Ⅳ　グローバル連帯税の実現のために

１．国際社会への働きかけ

日本政府は、国際社会の合意を形成するために、国連、G20、G7、その他の国際会議の場で、グローバル連帯税を積極的に提案すべきである。

２．首相直轄の諮問会議の設置

首相直轄のグローバル連帯税諮問会議（タスクフォース）を設置し、立法化に取り組むべきである。

３．日本社会への呼びかけ

以上の内容について、国際連帯税創設を求める議員連盟や革新的開発資金に関するリーディング・グループと協力しつつ、マスコミなどを通じて広く世論を喚起し、日本発グローバル連帯税の実現を図るべきである。

＜参考文献＞

[日本語文献]

秋山孝允、大村玲子編著（2010）『開発への新しい資金の流れ』国際開発高等教育機構。

浅川雅嗣（2013）「税制調査会資料〔国際課税関係〕」http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2013/__icsFiles/afieldfile/2013/10/08/25zen3kai2_1.pdf（2015 年 8 月 29 日閲覧）。

上村雄彦（2009）『グローバル・タックスの可能性―持続可能な福祉社会のガヴァナンスをめざして』ミネルヴァ書房。

上村雄彦（2012）「地球規模問題を解決するためには―グローバル・タックスの可能性」、三上貴教、戸田真紀子、勝間靖編著『国際社会を学ぶ』晃洋書房、155-169 頁。

上村雄彦（2013a）「金融取引税の可能性―地球規模課題の解決の切り札として」『世界』6 月号、248-256 頁。

上村雄彦（2013b）「グローバル・タックスの可能性と課題」『税理士新聞』エヌビー通信社（2013 年 12 月～2014 年 4 月に 12 回にわたって連載）。

上村雄彦（2014a）「グローバル金融が地球共有財となるために―タックス・ヘイブン、「ギャンブル経済」に対する処方箋」日本国際連合学会編『グローバル・コモンズと国連』（『国連研究』第 15 号）国際書院、57-85 頁。

上村雄彦（2014b）「気候資金ガバナンスに見るグローバル・タックスと地球環境ガバナンスの交差―グリーン気候基金の現状とゆくえを中心に」『グローバル・ガバナンス』第 1 号、グローバル・ガバナンス学会、31-47 頁。

上村雄彦（2015a）「金融取引に対する課税に関する諸構想の比較分析」上村雄彦編著『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社、1-30 頁。

上村雄彦（2015b）「グローバル・タックスと気候変動－いかにして気候資金を賄うか」『環境研究』、No. 178、18-31 頁。

上村雄彦（2015c）「グローバル・タックスとグローバル・ガヴァナンス」上村雄彦編著『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社、155-179 頁。

上村雄彦・池田まりこ（2014）「地球環境ガヴァナンス」、吉川元他編著『グローバル・ガヴァナンス論』法律文化社、244-257 頁。

上村雄彦編著（2014）『グローバル協力論入門―地球政治経済論からのアプローチ』法律文化社。

上村雄彦編著（2015）『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社。

榎本珠良（2015）「武器貿易をどう規制するか」（『世界』9 月号、219-227 頁）

折谷吉治（2009）「中央銀行決済システムのグローバル化 ― CLS Bank 設立経緯の「組織の経済学」による分析 ― 」（『明大商学論叢』91 号 3 巻、795-812 頁）

金子文夫（2009）「金融危機と国際連帯税」（『世界』3 月号、251-259 頁）

金子文夫（2015）「タックス・ヘイブンとグローバル金融規制の動向」上村雄彦編著『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社、85-118 頁。

亀山康子、高村ゆかり編（2011）『気候変動と国際協調―京都議定書と多国間協議の行方』慈学社出版。

グローバルファンド日本委員会（2013）「日本政府 世界基金に 8 億ドルの拠出を発表」
http://fgfj.jcie.or.jp/topics/2013-12-03_japan_pledge（2015 年 10 月 7 日閲覧）。
経済産業省（2015）「電子商取引に関する市場調査結果の公表」
http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150529001/20150529001.html（2015 年 9 月 3 日閲覧）。
国際連帯税推進協議会（2010）『環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして―地球規模課題に対する新しい政策提言』。
国際連合広報センター（2015a）「ミレニアム開発目標（MDGs）に関する最終報告、7 月 6 日に発表 ～ MDGs の成功は、今後の持続可能な開発目標へのバネ ～」、
http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/15017/
（2015 年 9 月 5 日閲覧）。
国際連合広報センター（2015b）「国連ミレニアム開発目標報告 2015～MDGs 達成に対する最終評価」、
http://www.unic.or.jp/files/e530aa2b8e54dca3f48fd84004cf8297.pdf（2015 年 9 月 5 日閲覧）。
財務省（2013）「「税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）行動計画」の公表についての財務大臣談話」 、
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/20130719.htm（2015 年 8 月 29 日閲覧）。
財務省（2014）「税制調査会(国際課税ＤＧ③)〔自動的情報交換について〕」、
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion1/2014/__icsFiles/afieldfile/2014/04/03/26dis13kai8.pdf（2015 年 8 月 29 日閲覧）。
財務省（2015）「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/134.htm（2015 年 9 月 3 日閲覧）。
志賀櫻（2015）「国際租税」民間税調第 7 回シンポジウム基調報告、2015 年 8 月 23 日、
http://minkan-zei-cho.jp/wp-content/uploads/c5c9ae5cd1d7cae4e7c231814eb2d564.pdf（2015 年 8 月 29 日閲覧）。
清水規子（2012）「適応基金を巡る議論－運用化から 2 年が経過して－」『研究者の視点』地球環境戦略研究機関、
http://www.iges.or.jp/jp/archive/commentary/commentary_201212_shimizu.html
（2015 年 8 月 24 日閲覧）。
税制調査会専門家委員会（2010）「国際課税に関する論点整理」
http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2010/__icsFiles/afieldfile/2010/11/18/221109houkoku.pdf（2015 年 10 月 7 日閲覧）。
世界銀行（2015）「「グローバル・ファイナンシング・ファシリティ」が始動 2030 年に向けた母子保健に数十億ドルを動員」
http://www.worldbank.org/ja/news/press-release/2015/07/13/global-financing-

facility-launched-with-billions-already-mobilized-to-end-maternal-and-child-mortality-by-2030（2015 年 9 月 14 日閲覧）。
田村堅太郎、福田幸司（2011）「気候資金を巡る国際交渉と今後の展望」、亀山康子、高村ゆかり編『気候変動と国際協調―京都議定書と多国間協議の行方』慈学社出版、109-136 頁。
田村堅太郎（2013）「気候資金における資金源・資金調達手法を巡る議論―これまでの経緯と今後の展望―」『環境研究』、No. 171、33-41 頁。
地球環境戦略研究機関編編（2009）『地球温暖化対策と資金調達―地球環境税を中心に』中央法規。
ピケティ、トマ（2014）『21 世紀の資本』山形浩生他訳、みすず書房。
毎日新聞（2014）「温暖化被害:気温２度未満抑制達成でも途上国に年６０兆円」、2014 年 12 月 6 日、http://mainichi.jp/feature/news/20141206k0000e040207000c.html（2015 年 10 月 7 日閲覧）。
諸富徹（2013）『私たちはなぜ税金を納めるのか: 租税の経済思想史』新潮社。
諸富徹（2015）「EU 金融取引税の制度設計と実行可能性」上村雄彦編著『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社、31-53 頁。
山本愛一郎（2014）「新たな方向を模索する EU の開発援助」http://www.grips.ac.jp/forum/pdf14/AY_article/Article_MrYamamoto.pdf（2015 年 9 月 5 日閲覧）。

[外国語文献]

Cossart, Jacques (2004) Towards global taxation in the service of alternative globalization, in Landau Group (2004).
CPI (2013) "The Global Landscape of Climate Finance 2013", *CPI Report*, Climate Policy Initiative.
CPI (2014) "The Global Landscape of Climate Finance 2014", *CPI Report*, Climate Policy Initiative.
European Commission (2013) *Proposal for COUNCIL DIRECTIVE implementing enhanced cooperation in the area of financial transaction tax* (COM(2013) 71 final).
GCF (2012a) Governing Instrument for the Green Climate Fund, Bonn: Green Climate Fund.
GCF (2012b) "Additional rules of procedure of the Board", GCF/B.01-12/02, Bonn: Green Climate Fund.
GCF (2012c) "Arrangements for observer participation in the Board meetings", GCF/B.01-12/03, Bonn: Green Climate Fund.
Greenhill, Romilly and Ahmed Ali（2013）"Paying for progress: how will emerging post-2015 goals be financed in the new aid landscape? Working Paper No. 366, London: Overseas Development Institute. http://www.odi.org/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/8319.pdf, last visited on 5 September 2015.
High-Level Advisory Group on Climate Change Financing (2010) *Report of the*

Secretary-General's High-Level Advisory Group on Climate Change Financing, New York: United Nations.

ICESDF (2014) "Report of the Intergovernmental Committee of Experts on Sustainable Development Financing", published on 15 August 2014, http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/69/315&Lang=E, last visited on 5 September 2015.

IEA (2008) "ENERGY TECHNOLOGY PERSPECTIVES 2008: *FACT SHEET - THE BLUE SCENARIO: A sustainable energy future is possible - How can we achieve it?"* , Paris: International Energy Agency.

International Monetary Fund (2010) *A fair and substantial contribution by the financial sector*, April.

ITAD (2012) UNITAID 5 YEAR EVALUATION, available at: http://www.unitaid.eu/images/Five-year-evaluation/5YE%20Exec%20Summary-UNITAID%202012-12-03%2016h00.pdf （2015 年 1 月 31 日閲覧）。

Kaul, Inge, Isabelle Grunberg and Mahbub ul Haq (1996) "Overview", in M. ul. Haq et al. (eds.) (1996).

Landau Group (2004) Report on Innovative development funding solutions commissioned by President Jacques Chirac, Paris.

Piketty, Thomas (2014) *CAPITAL in the Twenty-First Century*, Cambridge, Massachusetts, London, England: The Belknap Press of Harvard University Press （トマ・ピケティ（2014）『21 世紀の資本』山形浩生他訳、みすず書房）.

Schmidt, Rodney (2000) "A Feasible Foreign Exchange Transactions Tax", in W. Bello, N. Bullard & K. Malhotra (Eds.), *Global Finance: New Thinking on Regulating Speculative Capital Markets*, Zed Books.

SIPRI (2015) "International arms transfers and arms production", http://www.sipri.org/yearbook/2015/10, last visited on 3 September 2015.

Spahn, P. B. (1995) International Financial Flows and Transactions-taxes: Survey and Options. IMF Fiscal Affairs Working Paper 60.

Taskforce on International Financial Transactions for Development (2010) *Globalizing Solidarity: The Case for Financial Levies, the Report of the Committee of Experts to the Taskforce on International Financial Transactions for Development*, Leading Group on Innovative Financing for Development.

Uemura, Takehiko (2007) "Exploring Potential of Global Tax: As a Cutting-Edge-Measure for Democratizing Global Governance" , *International Journal of Public Affairs*, Vo. 3, pp. 112-129.

Uemura, Takehiko (2012) "From Tobin to a Global Solidarity Levy: Potentials and Challenges for Taxing Financial Transaction towards an improved Global Governance", *Économie Appliquée*, tome LXV, No. 3, pp. 59-94.

ul Haq, Mahbub, Inge Kaul and Isabelle Grunberg (eds.) (1996). *The Tobin Tax: Coping with Financial Volatility*, Oxford: Oxford University Press.

UNCTAD (2015) *World Investment Report 2015*, http://unctad.org/en/pages/PublicationWebflyer.aspx?publicationid=1245, last visited on 3 September 2015.

UNEP (2014) "The Adaptation Gap Report 2014", Nairobi: United Nations Environment Programme, http://www.unep.org/climatechange/adaptation/gapreport2014/portals/50270/pdf/AGR_FULL_REPORT.pdf, last visited on 31 March 2015.

UNFCCC (2007) "Investment of Financial Flows to Address Climate Change", Bonn: United Nations Framework Convention on Climate Change.

UNFCCC (2008) "Investment of Financial Flows to address climate change: An update", Bonn: United Nations Framework Convention on Climate Change.

United Nations (2012) *World Economic and Social Survey: In Search of New Development Finance 2012*, New York: United Nations.

United Nations (2015a) *Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development*, https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/7891Transforming%20Our%20World.pdf, last visited on 4 September 2015.

United Nations (2015b) "Addis Ababa Action Agenda of the Third International Conference on Financing for Development", http://www.un.org/esa/ffd/wp-content/uploads/2015/08/AAAA_Outcome.pdf, last visited on 4 September 2015.

WHO (2010a) *The World Health Report: HEALTH SYSTEMS FINANCING: The path to universal coverage*, Geneva: World Health Organization.

WHO (2010b) Constraints to Scaling Up the Health Millennium Development Goals: Costing and Financial Gap Analysis: World Health Organization. http://www.who.int/choice/publications/d_ScalingUp_MDGs_WHO_finalreport.pdf, last visited on 16 October 2015.

WHO (2015) "WHO urges governments to increase investment to tackle neglected tropical diseases", News Release on 19 February 2015, http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2015/neglected-tropical-diseases/en/, last visited on 7 October 2015.

World Bank (2010) "The Costs to Developing Countries of Adapting to Climate Change: New Methods and Estimates", *The Global Report of the Economics of Adaptation to Climate Change Study* (Consultation Draft), http://siteresources.worldbank.org/EXTCC/Resources/EACC-june2010.pdf, last visited on 31 March 2015.

World Bank (2013) *Financing for Development Post-2015*, Washington: World Bank.

＜委員一覧＞

【委員】（＊は事務局）
寺島実郎（日本総合研究所 理事長、多摩大学 学長）〔座長〕
石橋通宏（参議院議員／国際連帯税創設を求める議員連盟 事務局長）
稲場雅紀（「動く→動かす（GCAP-Japan）」事務局長）
植田和弘（京都大学大学院経済学研究科 教授）
上村雄彦（横浜市立大学学術院 国際総合科学群 教授）＊
内海　孚（元財務官）
金子文夫（横浜市立大学 名誉教授）＊
木村瑞穂（未来バンク事業組合 事務局長）
小西雅子（WWF ジャパン 気候変動・エネルギープロジェクトリーダー）
佐藤克彦（前国際公務労連日本協議会 事務局長）
田中徹二（グローバル連帯税フォーラム 代表理事）＊
谷川喜美江（千葉商科大学大学院商学研究科 准教授）
望月　爾（立命館大学法学部 教授）
諸富　徹（京都大学大学院経済学研究科 教授）

【オブザーバー】
外務省国際協力局
財務省国際局
財務省主税局
金融庁総務企画局
環境省地球環境局

【執筆協力者】
津田久美子（北海道大学法学研究科博士課程）

＜会議一覧＞

【第１回】
●日時：　2014 年 11 月 17 日（月）15:30～16:40
●会場：　参議院議員会館Ｂ１Ｆ　Ｂ105 会議室
●議事：
１．自己紹介（委員とオブザーバー）
２．議員連盟あいさつ
３．寺島座長あいさつ
４．委員会の名称と検討内容の確認、グローバル連帯税の定義について（田中徹二委員）
５．【報告】「欧州金融取引税に関する最新情報－キーパーソンを訪ねて」（上村雄彦委員）
６．質疑応答・討論
７．第２回会合と第３回会合の検討テーマ・日程について（金子文夫委員）

【第２回】
●日時：　2015 年 1 月 15 日（木）15:00～16:10
●会場：　参議院議員会館Ｂ１Ｆ　Ｂ105 会議室
●議事：
１．寺島座長あいさつ
２．【報告（１）】「国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）京都議定書第 10 回締約国会合（CMP10）等の概要と評価」（外務省国際協力局気候変動課 中野潤也課長）
３．【報告（２）】「COP20 リマ会議を終えて―資金問題に関する世界の NGO の考え方と日本の役割」（小西雅子委員）
４．質疑応答・討論
５．第３回会合との検討テーマ・日程について（金子文夫委員）

【第３回】
●日時：　2015 年 3 月 26 日（木）13:20～14:30
●会場：　参議院議員会館Ｂ１Ｆ　Ｂ106 会議室
●議事：
１．寺島座長あいさつ
２．【報告】「ポスト MDGs（2015 開発アジェンダ）と資金問題」（田村政美・外務省国際協力局地球規模課題総括課課長）
３．コメント（稲場雅紀委員）
４．質疑応答・討論
５．第４回協議会の検討テーマ・日程について（金子文夫委員）

【第４回】
●日時：　2015 年 5 月 25 日（月）14:00～15:10
●会場：　参議院議員会館Ｂ１Ｆ　Ｂ106 会議室
●議事：
１．寺島座長あいさつ
２．【報告（１）】「再考・グローバル連帯税―定義と課税原則を中心に―」（上村雄彦委員）
３．【報告（２）】「欧州における金融取引税導入の議論について並びに Fiscal and Economic Impacts of a Limited Financial Transaction Tax について」（齋藤通雄・金融庁参事官）
４．質疑応答・討論
５．第５回協議会の検討テーマ・日程について（金子文夫委員）

【第５回】
●日時：　2015 年 6 月 15 日（月）14:30～15:30
●会場：　参議院議員会館Ｂ１Ｆ　Ｂ106 会議室
●議事：
１．寺島座長あいさつ
２．【報告】「日本版金融取引税に向けての試論―可能性と限界―」（木村瑞穂委員）
３．質疑応答・討論
４．第６回協議会の検討テーマ・日程について（金子文夫委員）

【第６回】
●日時：　2015 年 8 月 6 日（木）14:30～15:40
●会場：　参議院議員会館Ｂ１Ｆ　Ｂ106 会議室
●議事：
１．寺島座長あいさつ
２．【報告】「第 3 回国際開発資金会議（FfD3）」（田村政美・外務省国際協力局地球規模課題総括課長）
３．コメント「同会議に参加して」（稲場雅紀委員）
４．質疑応答・討論
５．次回協議会の検討テーマ・日程について等（田中徹二委員）

【第７回】
●日時：　2015 年 10 月 16 日（金）13:30～15:00
●会場：　参議院議員会館１Ｆ　１０２会議室
●議事：
１．寺島座長あいさつ
２．【報告（１）】「中間報告書（案）概要」（上村雄彦委員）
　【報告（２）】「中間報告書（案）提案」（金子文夫委員）
３．質疑応答・討論
４．第８回（最終予定）協議会の検討テーマ・日程について（金子文夫委員）

【第８回】

●日時：　2015 年 11 月 27 日（金）10:00～10:10

●会場：　参議院議員会館１Ｆ　１０２会議室

●議事：

１．寺島座長あいさつ

２．【報告（１）】「最終報告書（案）の骨子と修正点について」（上村雄彦委員）

３．【報告（２）】「最終報告書（案）の提言について」（金子文夫委員）

４．【報告（３）】「『成田防災ハブ構想』について」（田瀬和夫、デロイト・トーマツ・コンサルティング執行役員）

５．「報告書の活用について」（田中徹二委員）

６．質疑応答・討論